

広島県障害者自立支援協議会
「広島県障害者差別解消
支援地域協議会」
令和 5 年度報告

令和 6 年 3 月

もくじ

令和5年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会委員名簿	56
はじめに	1
第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について	3
第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について	7
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について	12
第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について	28
第5 協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について	45
参考資料1 令和5年度広島県あいサポート運動企業・団体表彰について	51
参考資料2 令和5年度あいサポートアート展の開催について	52
参考資料3 あいサポート企業・団体通信について	53
その他の参考資料及び情報提供事項一覧	54
内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針・ 内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の公表について (内閣府事務連絡)	55

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「広島県障害者差別解消支援地域協議会」（以下「協議会」という。）における令和5年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

当協議会への付託事項は、次の項目である。

○ 障害者差別解消法施行後の対応について

◆協議会開催状況

開催日程	議題
第1回 令和5年11月2日 (web会議)	(1) 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について (2) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について (3) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について
第2回 令和6年3月1日 (web会議)	(1) 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について (2) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について (3) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について (4) 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について

1. 相談件数（令和6年1月末まで）

平成28年4月から健康福祉局障害者支援課内に専門の相談員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るための関係機関との連絡・調整等を行っている。

令和6年1月末時点の相談件数は、前年1月末と比べて減少している。

○区分 (単位：件)

年度	障害を理由とする 不当な差別的取扱い	合理的配慮 の不提供	計
令和5年度（1月末）	4	9	13
令和4年度（1月末）	3	22	25

○相談方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	他	計
令和5年度（1月末）	9	4	0	0	0	0	13
令和4年度（1月末）	17	4	4	0	0	0	25

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R5	2	3	0	1	0	0	0	2	0	1	1	1	0	0	2	13
R4	1	6	1	7	0	0	0	2	0	4	0	1	1	0	2	25

※R4年度、R5年度ともに1月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R5	4	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	3	0	13
R4	6	4	2	2	4	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	25

※R4年度、R5年度ともに1月末時点の件数

《対応状況》

○適宜、関係機関等に情報提供するとともに、必要な対応を依頼している。

2 合理的配慮の提供に関する情報提供件数（令和6年1月末まで）

○情報提供件数（単位：件）

年度	合理的配慮の提供
令和5年度（1月末）	8
令和4年度（1月末）	7

○情報提供方法（単位：件）

年度	電話	面談	電子メール	F A X	その他	計
令和5年度（1月末）	4	4	0	0	0	8
令和4年度（1月末）	1	6	0	0	0	7

○障害種別（単位：件）

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	8
R4	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7

※R4年度、R5年度ともに1月末時点の件数

○場所（単位：件）

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R5	0	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	8
R4	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	7


※R4年度、R5年度ともに1月末時点の件数

3 啓発活動の取組

障害者差別解消法に関する普及啓発を図るため、講演、会議、出前講座等により、県民、障害福祉事業者、障害福祉団体、民間企業、市町、県職員等に対して説明や情報提供を行うとともに、市町等に対して、啓発活動への取組を要請している。

ア 令和5年度の取組

	訪問先（企業・団体名）	内容
1	広島県立リハビリテーションセンター	障害者差別解消法普及啓発協力 ヘルプマーク周知協力 あいサポート運動協力依頼 その他合理的配慮に関する積極的な取り組みのお願い等
2	広島電鉄株式会社	
3	広島ハーネスの会	
4	マツダ株式会社	
5	広島県立総合体育館	
6	中国ジェイアールバス株式会社	
7	広島交通株式会社	
8	公益財団法人広島市文化財団	
9	広島大学病院難病対策センター	
10	ひろでんまつり（福祉ブース設置）	
11	ヒューマンフェスタひろしま	
12	株式会社アルフレッサ広島支社	
13	株式会社イズミテクノ	
14	広島電鉄株式会社	
15	リーガロイヤルホテル広島	
16	かめや釣具株式会社	
17	株式会社御菓子所高木	
18	株式会社アスティ	



広島電鉄株式会社内
 ヘルプマーク普及
 啓発用ポスター掲示

イ ヘルプマーク・ヘルプカード等の配布

障害のある方を支える「あいサポート運動」の取組として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして、東京都が作成した「ヘルプマーク」の普及促進に取り組んだ。

区分	配布部数
ヘルプマーク	35,131 個
ヘルプカード	27,706 枚

（令和6年1月現在）

ウ 企業等へ訪問し、障害者差別解消法の啓発及び対応依頼

障害者差別解消法における、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供についての事例提供を行った。

また、職員等への研修等、周知をお願いするとともに、県民に対する適切な対応をお願いした。

あいサポート運動 出前講座の様子



あいサポート運動 出前講座の様子 (広島県あいサポート運動 Instagram 掲載分)

職場における合理的配慮



(講師) 斉藤氏
ハローワークくれ 専門相談部門

知的障害の理解と支援



(講師) 佐藤氏
元知的障害者支援施設勤務

車椅子の管理とメンテナンス



(講師) 中田氏
福山医療学園 非常勤講師

1 職員対応要領の改正状況（令和6年1月末時点）※法改正に伴うもの。（内閣府依頼）

市町名		①改正状況	②：改正予定”の場合， その時期	策定日付（当初）
1	広島市	改正予定	令和6年度中を予定	平成28年3月24日
2	呉市	改正予定	令和6年3月	平成28年2月2日
3	竹原市	改正予定	令和6年3月	令和2年3月1日
4	三原市	改正予定	令和6年度中	平成28年3月31日
5	尾道市	改正予定	令和6年3月	平成28年4月1日
6	福山市	改正予定	国からの通知後	平成28年3月14日
7	府中市	改正予定	令和6年3月	平成28年3月15日
8	三次市	未定		平成28年4月1日
9	庄原市	改正予定		平成29年4月1日
10	大竹市	改正予定		平成29年10月20日
11	東広島市	未定		平成28年4月1日
12	廿日市市	改正予定	時期未定	平成28年4月1日
13	安芸高田市	改正予定	時期未定	平成28年3月30日
14	江田島市	改正予定	時期未定	平成28年10月1日
15	府中町	改正予定	令和6年3月31日	令和5年3月8日
16	海田町	改正予定	時期未定	平成30年9月1日
17	熊野町	未定		平成28年4月1日
18	坂町	改正予定	時期未定	平成28年4月1日
19	安芸太田町	改正予定	令和6年度以降	平成28年12月1日
20	北広島町	改正予定	令和6年度中	平成28年7月1日
21	大崎上島町	未定		平成29年1月1日
22	世羅町	改正予定	令和6年度中	平成28年4月1日
23	神石高原町	未定		平成28年3月10日

《改正状況》

区分	R5.10.1 時点	R6.1 末時点
改正済み	0	0
改正予定 (時期未定を含む。)	0	17
未定	23	6

2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催状況（令和6年1月末時点）

市町名		② 設置日付	②令和5年度開催状況（予定）及び協議内容
1	広島市	平成28年9月20日	<p>・令和5年4月28日 開催</p> <p>議題1 本市における障害者差別解消のための取組について</p> <p>議題2 障害者差別解消法に係る相談実績・全庁取組状況について</p> <p>議題3 広島市障害者差別解消推進条例の見直しについて</p> <p>・令和5年11月16日 開催</p> <p>議題1 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の改正案について</p> <p>議題2 障害者差別解消に向けた今後の取組について</p> <p>議題3 「みんなのお店ひろしま」の応募状況について(報告)</p>
2	呉市	平成30年7月1日	令和6年3月7日(金) 障害を理由とする差別に関する相談及び配慮事例検討
3	竹原市	平成29年4月1日 自立支援協議会に対応	令和6年3月14日(実施予定) 県及び市町の相談件数・事例、改正法等
4	三原市	平成30年4月1日	令和5年7月20日開催：相談件数等報告、啓発等活動報告、事例検討
5	尾道市	自立支援協議会(権利擁護部会)に対応	2023年(令和5年)7/14 活動計画について協議 2023年(令和5年)11/20 相談事例の共有 2024年(令和6年)2月開催予定
6	福山市	平成28年7月26日 障がい者総合支援協議会(権利擁護支援部会)に対応	運営会議について 【開催】 2023年(令和5年)4月20日(木)、6月29日(木)、9月21日(木)、12月21日(木) 【開催予定】 2024年(令和6年)2月15日(木)
7	府中市	平成29年3月1日	未開催：協議会開催体制が整わなかったため
8	三次市	平成28年2月25日 障害者支援協議会の下部組織として差別解消支援部会の設置を承認	R5.5.29 R4年度活動報告, R5年度啓発活動, 災害時の合理的配慮 R5.9.4 出張講座報告, 差別解消法改正啓発方法協議 R5.11.13 市広報への掲載案, 冊子・チラシ等の効果的な配布について等 R6.1.29 令和5年度中間報告, 次年度計画案出し
9	庄原市	令和元年11月7日	未定
10	大竹市	平成29年4月1日	○ワーキンググループ会議… 6月・11月 ○障害者差別解消支援地域協議会会議… 3月予定
11	東広島市	平成28年12月28日	日程：令和6年3月15日 内容：(1)令和5年度高齢者及び障害者虐待防止の年間取組み報告 (2)事例紹介など
12	廿日市市	平成30年1月25日	R6.3.25 開催予定

13	安芸高田市	平成29年3月1日 自立支援協議会権利擁護部会がその機能を持つことに対応	6/14…今年度の協議内容、権利擁護リーフレット作成について、JRへの要望書回答について 7/12…権利擁護リーフレット作成について、啓発活動について 11/24…安芸高田市人権啓発連続講座(「やまゆり園事件は終わったのか？福祉を問う」)に部会として参加
----	-------	---	---

			3/16…「意思決定支援」についての研修会を開催（講師：森木聡人氏）（予定）
14	江田島市	平成 28 年 12 月 8 日 地域自立支援協議会 内の権利擁護部会に おいて、差別解消支援 部会の設置を承認	①令和 5 年 7 月 20 日（会議） 関係機関からの意見交換・情報共有 ②令和 5 年 11 月 16 日 報告「障害者虐待防止における江田島市の実情、取 組について」 講演「障害者福祉事業所の虐待防止について」 ③令和 6 年 1 月 25 日 研修の振り返り、情報共有、来年度の活動方針
15	府中町	平成 30 年 2 月 1 日 自立支援協議会にお いてその機能を持つ ことで対応	R5 年 12 月 5 日開催（府中町地域障害者自立支援協 議会を協議の場として位置づけているが、協議する内 容がなかった）
16	海田町	海田町地域自立支援 協議会に対応（要綱改 正 H28. 4. 25）	開催日：7 月 3 日，11 月 6 日，12 月 14 日，2 月 22 日（予定） 内容：障害福祉サービス等の見込量，障害福祉計画等 の計画策定に関する協議
17	熊野町	平成 29 年 2 月 9 日 自立支援協議会に対 応	令和 5 年 9 月 7 日（木） 熊野町地域自立支援協議会における同時開催
18	坂町	平成 29 年 4 月 1 日 自立支援協議会に対 応	なし：地域自立支援協議会は開催しているが、差別解 消に関する議題なし
19	安芸太田町	自立支援協議会にお いてその機能を持つ ことで対応	開催未定：地域自立支援協議会において障害者差別解 消支援地域協議会機能を位置付けているが、本年度の 自立支援協議会は 3 月下旬に開催するものの、他の議 題もあり開催に至るかどうかは未定。
20	北広島町	平成 28 年 6 月 23 日 （自立支援協議会対 応）	令和 6 年 3 月 7 日（金）
21	大崎上島町	自立支援協議会に対 応	開催なし：地域自立支援協議会において、情報共有や 対応等の意識統一が可能なため、新たな会議体を要さ ない。
22	世羅町	自立支援協議会（権利 擁護部会）においてそ の機能を持つことで 対応	開催予定日：令和 6 年 2 月 27 日 内容（予定）：障害者総合支援法及び障害者差別解消 法の改正について、県内の障害者虐待の状況につい て、意見交換（グループワーク）
23	神石高原町	平成 29 年 4 月 1 日 自立支援協議会に対 応	令和 6 年 2 月 29 日（木）

《設置状況》

区 分	R6.1 月末時点
設置済み	23

※市町協議会の効果的な活用については、内閣府からの助言もあることから、今後も様々な機会を通じて、事例検討の実施など、市町への働きかけを継続していく。

3 令和 5 年度 普及啓発等の取組

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ●県民，障害者団体，関連事業関係者向け出前講座の実施 ●県主催の研修において，障害者差別解消パンフレットおよびヘルプマークのチラシを配布し合理的配慮の普及啓発 ●あいサポート運動企業・団体へ「あいサポート通信」による情報発信及び企業・団体訪問
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員向け疑似体験研修（令和5年9月5日知的障害者の疑似体験開催） ●ユニバーサルマナーセミナー（令和5年11月2日開催） ●市職員向け障害者差別解消法研修（令和6年2～3月実施予定） ●事業者による合理的配慮の義務化に関するポスターの作成及び配布（令和6年2月配布予定） ●広島市障害を理由とする差別の解消に向けた講演会等の開催（令和6年3月開催予定） ●市政出前講座（随時） ●「みんなのお店ひろしま」宣言制度普及啓発活動（随時）
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発パンフレット配布 ●新入職員研修での説明 ●民生委員や市民，子ども向け出前講座を開催
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページによる周知 ●広報紙・自立支援協議会会議・民生委員児童委員協議会会議で周知
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ●差別解消法出前講座 ●障害者週間イベント 理解啓発のために街頭キャンペーン、ワークショップ、アート展、ハンドサインカフェ、映画、販売会等 ●差別解消法改正のチラシを企業訪問の際に配付
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ●新規採用職員研修において、法の趣旨、合理的配慮について研修を実施 ●啓発パンフレットの配布
福山市	<ul style="list-style-type: none"> ●市民向け出前講座の実施 ●庁内研修（新採用職員研修，新任管理者研修）での周知 ●作成した障害者差別解消法についての啓発パンフレットの配布 ●市広報誌，ホームページによる啓発
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口に啓発パンフレットを設置
三次市	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援事業所による出前講座，チラシ配布，市広報への掲載，ホームページへの掲載（予定），民生委員への研修，小学校への総合的な学習支援
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発パンフレットの窓口設置 ●庄原市障害者福祉ハンドブックへの掲載，市ホームページによる周知
大竹市	<ul style="list-style-type: none"> ●市広報による周知（年7回） ●大竹市商工会議所登録企業へのパンフレット配布
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ●新規採用職員研修の実施 ●市民向け出前講座の実施 ●啓発パンフレットの配布 ●ホームページによる啓発
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援協議会を通じ、障がい当事者からの合理的配慮好事例の収集及び紹介など
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌、ホームページへの掲載 ●障害に関する理解促進事業の実施（発達障害啓発週間における図書館特設コーナーの設置、市内障害者施設パネル展、市内障害者施設芸術作品展、障害者福祉施設事業所販売会「あじさい横丁」） ●人権擁護の研修会
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年6月 合理的配慮の義務化について、地域自立支援協議会定例会で説明。 ●令和5年11月 地域自立支援協議会において、障害者虐待防止に関する研修会開催。 ●令和6年1月 合理的配慮の義務化について、市商工会にチラシを持参し、会員へ配布いただくよう依頼。 ●令和6年3月 合理的配慮の義務化について、広報誌掲載予定
区分	取組内容（実施予定の取組を含む）

府中町	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口に啓発リーフレットを設置 ●町ホームページによる周知（福祉相談等） ●人権のイベントにあわせて、障害の有無にかかわらず、住みよい町を目指すイベントを合同で開催
海田町	<ul style="list-style-type: none"> ●広報 12月号に、障害者週間とあわせて、障害者差別解消法についての記事を掲載。
熊野町	<ul style="list-style-type: none"> ●町広報紙(R5.12月号) 記載 ●町ホームページへの掲載 ●図書館展示（R5.12月）における啓発
坂町	<ul style="list-style-type: none"> ●町広報誌への掲載 ●啓発パンフレットの窓口設置
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> ●町が発行している「障がい者福祉サービスの手引き」の中に、障害者差別解消法の掲載ページを作り普及啓発を行っている。また、その冊子を新規手帳取得者や希望者等に配布している。
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> ●町ホームページによる周知 ●町広報紙への掲載 ●啓発パンフレットの発行・配布
大崎上島町	<ul style="list-style-type: none"> ●紙媒体（パンフレット・リーフレット等）の窓口への備置き
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> ●町広報誌への掲載 ●町ホームページへの掲載 ●啓発パンフレットの窓口設置
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> ●町広報、HP

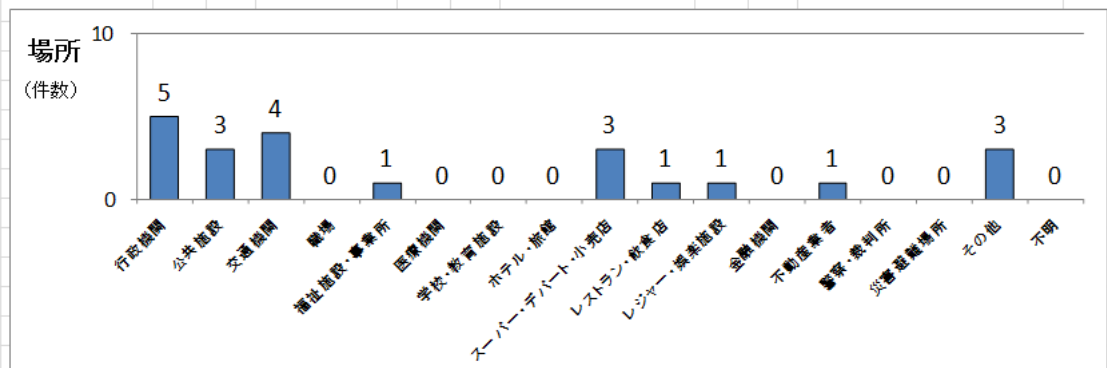
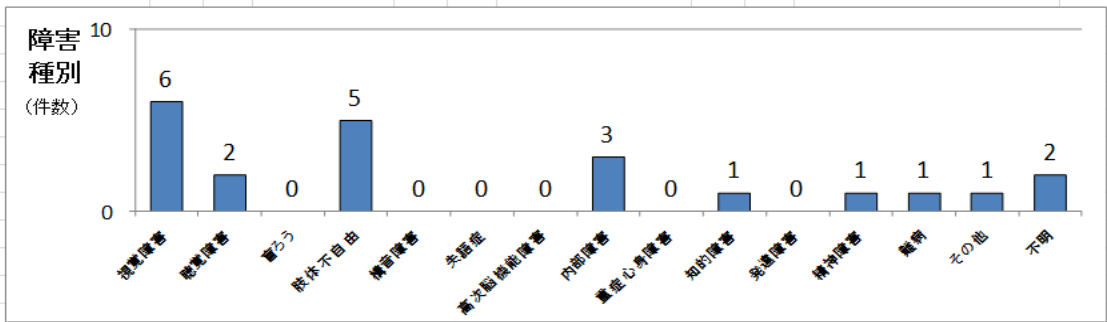
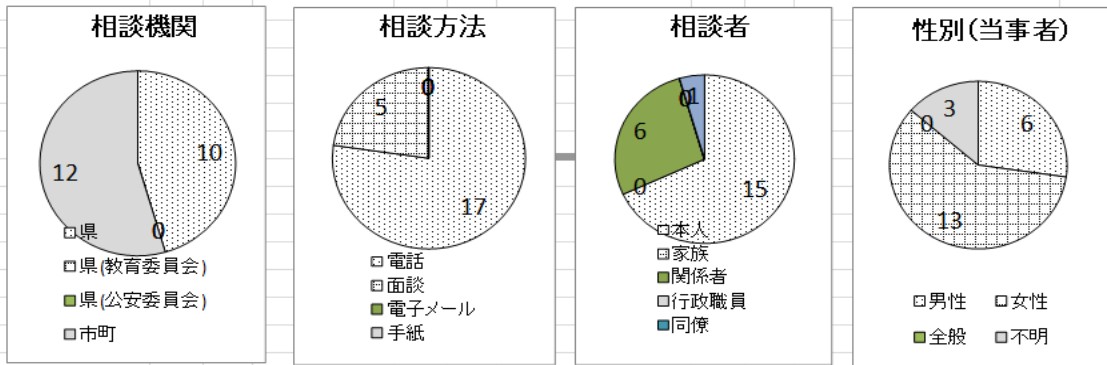
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について
《令和5年4月～令和6年1月の対応状況》

区 分		相 談 件 数						合理的配慮の 提供（情報提供 件数）	
		不当な差別的 取扱い		合理的配慮の 不提供		R5			
		R5	R5	R5	R5	R5	R5		
広島県	障害者支援課	3	(10)	1	(3)	2	(7)	4	(4)
	教育委員会	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	公安委員会	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
広島市		1	(9)	1	(5)	0	(4)	0	(0)
呉市		0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
竹原市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
三原市		2	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)
尾道市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
福山市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
府中市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
三次市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
庄原市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
大竹市		1	(2)	1	(1)	0	(1)	0	(0)
東広島市		1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
廿日市市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	10	(13)
安芸高田市		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
江田島市		1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
府中町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
海田町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
熊野町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
坂町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
安芸太田町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
北広島町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
大崎上島町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
世羅町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
神石高原町		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
計		9	(22)	3	(10)	6	(12)	14	(17)

※（ ）内は令和5年4月～令和5年9月の間の相談実績

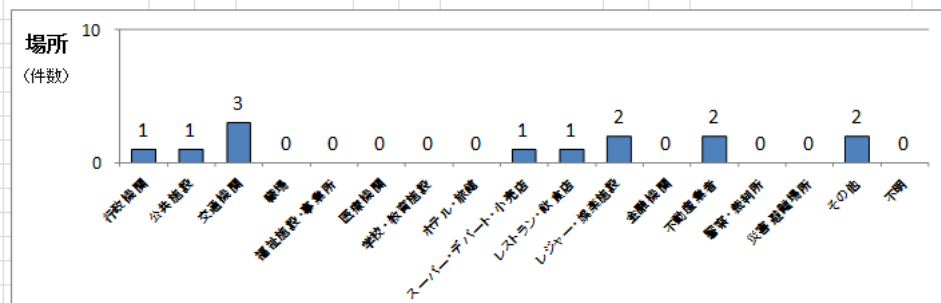
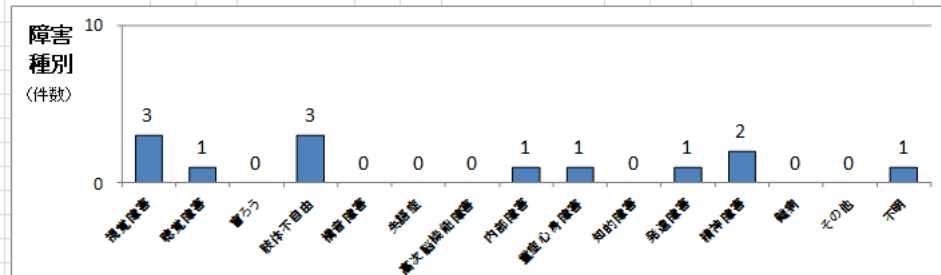
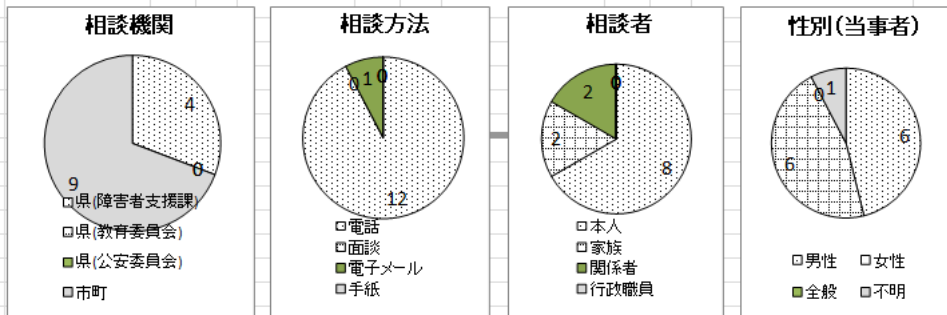
相談件数(総数)【令和4年4月～令和5年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	10	本人	15	視覚障害	6	行政機関	5
県(教育委員会)	0	家族	0	聴覚障害	2	公共施設	3
県(公安委員会)	0	関係者	6	盲ろう	0	交通機関	4
市町	12	行政職員	0	肢体不自由	5	職場	0
計	22	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	1
		事業者	0	失語症	0	医療機関	0
		その他	1	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	0
		計	22	内部障害	3	ホテル・旅館	0
相談方法	件数			重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	3
電話	17			知的障害	1	レストラン・飲食店	1
面談	5	性別(当事者)	件数	発達障害	0	レジャー・娯楽施設	1
電子メール	0	男性	6	精神障害	1	金融機関	0
手紙	0	女性	13	難病	1	不動産業者	1
FAX	0	全般	0	その他	1	警察・裁判所	0
その他	0	不明	3	不明	2	災害避難場所	0
計	22	計	22	計	22	その他	3
						不明	0
						計	22



①相談件数(不当な差別的取扱い)【令和5年4月～令和6年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県(障害者支援課)	4	本人	8	視覚障害	3	行政機関	1
県(教育委員会)	0	家族	2	聴覚障害	1	公共施設	1
県(公安委員会)	0	関係者	2	盲ろう	0	交通機関	3
市町	9	行政職員	0	肢体不自由	3	職場	0
計	13	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	0
		事業者	0	失語症	0	医療機関	0
		その他	1	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	0
		計	13	内部障害	1	ホテル・旅館	0
相談方法	件数			重症心身障害	1	スーパー・デパート・小売店	1
電話	12			知的障害	0	レストラン・飲食店	1
面談	0	性別(当事者)	件数	発達障害	1	レジャー・娯楽施設	2
電子メール	1	男性	6	精神障害	2	金融機関	0
手紙	0	女性	6	難病	0	不動産業者	2
FAX	0	全般	0	その他	0	警察・裁判所	0
その他	0	不明	1	不明	1	災害避難場所	0
計	13	計	13	計	13	その他	2
						不明	0
						計	13



①相談事例(障害を理由とする不当な差別的取扱い)

集計期間:令和5年4月～令和6年1月

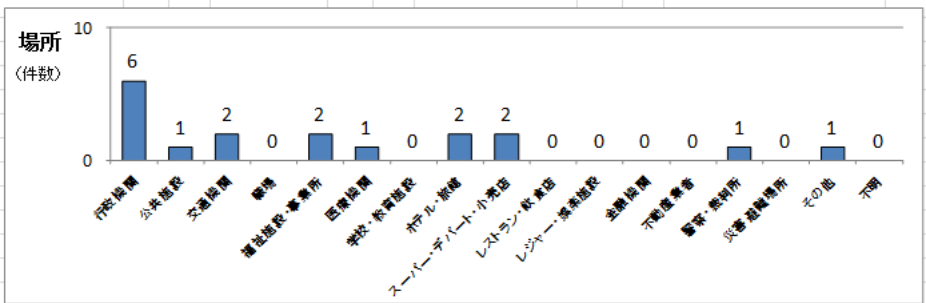
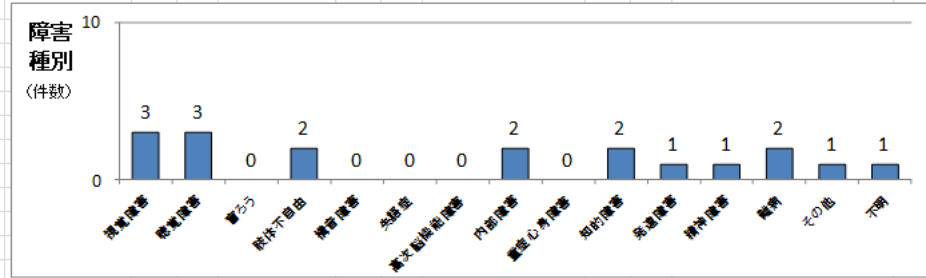
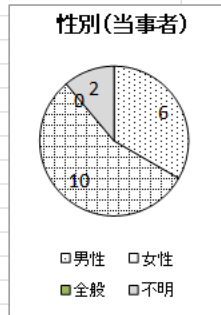
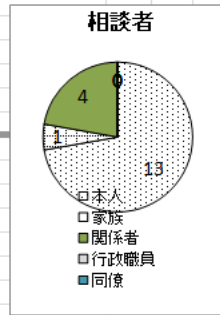
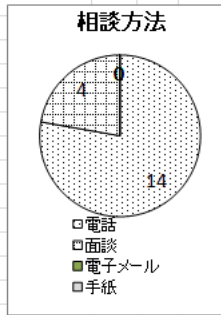
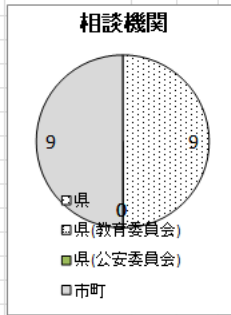
番号	相談機関	相談方法	相談者	障害当事者		場所	相談者	相談内容	対応内容
				性別	障害種				
1	県	電話	その他	男性	不明	その他	その他	情報提供として承った。	
2	県	電話	関係者	女性	聴覚障害	不動産業者	関係者	不動産で物件の賃貸物件の相談をしたところ、家主が、耳が聞こえないことを理由に断ってきたとのことだった。その後、別の物件で契約することができたが、耳が聞こえないことを理由として断るのは不当な差別にあたると思うので今回は情報提供として連絡した。	情報提供として承った。
3	県	電話	関係者	女性	肢体不自由	スーパー・コンビニ・小売店	関係者	ショッピングセンター内の100円ショップで買い物をする際、セルフレジの仕様に慣れていないため、困って店員に伝えたと、セルフレジで操作できないのであれば買い物に慣れてほしい旨の発言があった。結局購入も断られた。このことを店舗の本社に電話で伝えると、その日の夜に改めて担当の人から折り返しの電話があり謝罪された。今後はスタッフの指導を徹底し、丁寧に対応していくとのことだった。不快な思いをしたが対応が迅速だったので今後も利用したいと思う。	情報提供として承った。
4	広島市	電話	本人	男性	視覚障害	レジャー・娯楽施設	本人	施設の受付で「視覚障害者が施設内を移動することは危険であるため、同伴者をつけてほしい」と求められた。	責任者に事実確認を行ったところ、「繁忙時期でスタッフの体制が整わず安全の確保ができなかったことを理由に断った」ということだった。改めて、双方で話し合うことになり、相談者の理解を得られた。
5	広島市	電話	本人	男性	視覚障害	公共施設	本人	コンサート予約時に「盲導犬は受付で預かる。席は出入口横になる。」と言われた。	イベント主催団体に連絡し、盲導犬の入場拒否は差別に当たることを伝えた。団体と相談者側で話し合った結果、本人の希望する席に盲導犬を連れて入場することで同意した。
6	広島市	電話	本人	女性	精神障害	交通機関	本人	バスから降車する際、「一人で乗る奴」と言われた。	バス協会に連絡し、障害者差別解消法及び条例の説明を行った。 バス協会からは、「引き続き、職員に対する研修をしていく」との回答があり、相談者の理解を得られた。
7	広島市	電話	本人	男性	肢体不自由	レストラン・飲食店	本人	屋上レストラン利用時に「車を借りようとしたところ、男性トイレ前に階段があり、使用できなかった。相談事例として、情報提供したい。	相談者から店に対して、車いすでも使用できるトイレの整備を要望しており、その回答によって改めて相談を受けることとした。

8	広島市	電話	本人	交通機関	女性	肢体不自由	どのタクシー会社に迎車を依頼しても、断られる。降車を理由に拒否しているのではないが、	タクシー協会に連絡し、事情を確認したところ、「機能的な人材不足により十分な配車ができにくい。また、今回は配車できないう理由を丁寧に説明できにくいことについて、良い対応だったための指導する。」と回答があった。タクシー協会の回答を伝えたと、相談者の理解を得られた。
9	呉市	電話	本人	交通機関	女性	視覚障害	視覚障害のためバス乗車時にアナウンスがないと乗車するバスからかわからないと運転手に伝えたが、運転手は目が見えないことはわからないと言い、謝罪の言葉はなかった。 車の外出は人間だけが言葉でも弱ってしまう。	相手方へバス会社が電話。 バス会社内で盲導犬に関する周知を行うなどの対応策を説明し謝罪。
10	大竹市	電話	本人	行政機関	男性	内部障害	心臓機能障害で身体障害者手帳3級を所持している。降車を理由として、ある職場で6か月程度で退職させられた。降車を理由として断られるのはおかしいのではないかと(数十年前の話)	障害者差別解消ワーキンググループで協議。本人の6か月間の勤務状態がわからず、話は想像部分がある。差別とはいかない部分があるとの結論となった。
11	県	電話	本人	不動産業者	男性	精神障害	賃貸物件を探すために、不動産会社に電話で問い合わせた際、障害者を伝えたら物件の紹介を断られた。障害者差別解消法があるが差別となるのが聞きたくで連絡した。	正当な理由が無いのに降車を理由として物件の紹介を断ることは差別的取扱いに当たると思われることと、広島県居住支庁の制度で物件の紹介があることを伝えたと、今回は話を聞くだけで良い。再度困った時はまた連絡することのこと。
12	広島市	メール	家族	レジャー・娯楽施設	不明	発達障害	語学教室への勧誘において、「発達障害がある子は、他の子と同じ教室でレッスンできず、入室した場合は、オンラインレッスンになる。」と言われた。	広島市障害福祉課からお客様相談室に事実確認をしたところ、本来は選択肢の一つとしてオンラインレッスンを案内するはずが、誤った差業をしたこととして、従業員等の指導を行う、と回答があった。 相談者に回答を伝えたと、相談者の理解を得られた。
13	大竹市	電話	家族	その他	女性	重症心身障害	対象の障害児の母親が「瀬戸内リレーマラソン」大竹に申込みが断られた。」と話し、障害者差別解消法に基づき、面談することとなった。 11月17日(金)母親と面談した。 瀬戸内リレーマラソンに娘(小学6年生)と伴走者 母親で参加申し込み、車椅子を利用すると危険とのことと参加を断られた。気持ちが悪くモヤモヤして、人権侵害を感じた。 断りのメール文は誤字脱字がありびっくりマークも使用されていた。表現方法がよくなかった。 実行委員会が開催されることと、思いを手紙にこして渡した。回答は、小学6年生のコースは公道に出た危険。道が安全なファミリーパークの部(未就学児)で参加することを提案された。 友達と一緒に走りかけたのに、未就学児のコースを紹介され、見下されると感じた。 11月14日に開催された実行委員会の出席人数・母親の手記(別添)を読んだ上での協議内容。未就学児のコースをすすめる理由を知りた。 断りのメール文では、「コースが初めてで狭く、伴走がつくと不安がある。」とあったが、「仮装チームのエントリーを大歓迎」としていることに矛盾を感じる。「狭い危険だから参加不可」ではなく、合理的配慮を少しでも考えてみてほしい。	生涯学習課 施設スポーツ係と協議し、道路の安全性を他課とも確認して段差をなくす工夫により小学5・6年生のコースに参加できるようにしたこと。 その後、母親と話ししたが、「なぜ未就学児コースをすすめたか」とのことだったので、再度担当課から説明してもらった。「瀬戸内リレーマラソン」大竹に申込みが断られた。未就学児の子参加不可に対する当事者・家族の思いの手紙を生涯学習課 施設スポーツ係に渡すよう依頼されたので送付し、最終的にエントリーすることで、理解いただいた。

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なる場合があります。
実際の事案に対しては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

②相談件数(合理的配慮の不提供)【令和5年4月～令和6年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	9	本人	13	視覚障害	3	行政機関	6
県(教育委員会)	0	家族	1	聴覚障害	3	公共施設	1
県(公安委員会)	0	関係者	4	盲ろう	0	交通機関	2
市町	9	行政職員	0	肢体不自由	2	職場	0
計	18	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	2
		事業者	0	失語症	0	医療機関	1
		その他	0	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	0
		計	18	内部障害	2	ホテル・旅館	2
相談方法	件数	性別(当事者)	件数	重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	2
電話	14	男性	6	知的障害	2	レストラン・飲食店	0
面談	4	女性	10	発達障害	1	レジャー・娯楽施設	0
電子メール	0	全般	0	精神障害	1	金融機関	0
手紙	0	不明	2	難病	2	不動産業者	0
FAX	0	計	18	その他	1	警察・裁判所	1
その他	0			不明	1	災害避難場所	0
計	18			計	18	その他	1
						不明	0
						計	18



②相談事例(合理的配慮の不提供)

集計期間: 令和5年4月~令和6年1月

番号	相談機関	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
					性	障害種		
1	県	電話	本人	行政機関	女性	知的障害	<p>朝、役所に電話をしたが、担当者が電話中のため1時半に掛けなおすよう言われた。</p> <p>指定された時間に掛けなおすと、別の職員が電話に出て「後でかかけ」と言われた。自分には知的障害があり、難しいことばや、曖昧な表現がわかりにくい。再度電話を掛けて、上司の人に電話を交わってもらい、配慮がなかった電話対応の件を伝えると「ちゃんとききます」「こちらでとききます」と言われた。「ちゃんと」の意味がわからず、何をちゃんとするのか尋ねたが、答えてもらえなかった。</p> <p>電話ではなかなか話が伝わらないので直接区役所に伺うことを上司の人に伝えると「コンクロウは...」とまたわからない言葉を使われて辛かった。知的障害があり難しい言葉の意味が理解できないことを伝えるのに、配慮してもらえない。地域支えあい課は、障害の人が多く利用すると思うので、広島市役所、人事課、区調整課にも情報提供し、電話対応で知的障害に対して、配慮を求めているのに提供してもらえなかったことを認めもらった。障害110番にも電話したが、県にも知って欲しかったし、県からも広島市に伝えて欲しいので電話した。</p>	<p>広島市福祉課に情報提供した。</p>
2	県	電話	本人	行政機関	女性	内部障害	<p>体育館施設を利用しているが、休養スペースについて配慮が欲しいと相談したが、障害者差別解消法のことを知らないとのことだった。施設を利用する障害者もいるので勉強して欲しい。</p>	<p>担当者に伝え、今後の対応を依頼し、後日、全職員が障害者差別解消法の研修を受講した。休養スペースについてお応えした。</p>
3	県	電話	本人	公共施設	女性	内部障害	<p>体育施設に宿泊申込の事前の手続きに行ったところ、申込は当日にするよう言われた。入浴などの準備も考えて事前に伝えたいと思ったことなどを説明して伺った。長時間、同じ姿勢で話をすることが難しくなり、障害者差別解消法の合理的配慮として楽な姿勢で話ができるよう求めたが、「法律は知らない」「配慮のこともわからない」「障害者差別解消法の研修を受けたこともない」と発言された。研修の受講について依頼して欲しい。</p>	<p>あいサポート運動の出前講座を利用し、障害者差別解消法の研修を受講し、宿泊についてお応えした。研修が事前の申込で受け付けると説明があり予約できたとのこと。</p>

4	県	電話	関係者	医療機関	不明	視覚障害	<p>本日、盲導犬ユーザーが広島市南区段原の皮フ科アレルギー科の受診予約を断られたとの連絡があった。ピルの管理会社がエシベーターに犬を載せられないと言っているとのことだった。日本盲導犬協会がピルの管理会社に補助犬法等について説明し理解が得られた。</p> <p>皮フ科アレルギー科 医師は、管理会社がOKというならOKであると言われ、受診可能との回答であった。</p> <p>ただし、補助犬よりも視覚障害者への対応方法について対応が難しく不安である、家族に電話で説明する方がよいかといった意味の発言があった。本人へ言葉で伝えれば理解されると伝え、理解を得た。</p>	報告を受けた。
5	県	電話	関係者	福祉施設・事業所	男性	視覚障害	<p>当事者は、5年くらい前に視覚障害となり、外出や食事などの福祉サービスを利用していた。しかし今年6月で食事の支援を断られたまま1ヶ月になる。切られた理由はクレームという情報が出ているとのことだったが、とても困っている。市の福祉課に相談しても、自分で事業者を探してくれと言われる。地域には欲しかなく、他事業所にもクレームの情報が回っていて断られている。目が不自由なため、他の業者を探すのも困難な状況であり、どうしたらよいか。</p>	再度、福祉課に相談することで了承された。
6	県	電話	本人	その他	女性	不明	<p>自分は障害があり、訪問看護を利用していたが、何度も同性看護を求めたにも関わらず、異性の担当だったためサービスを断った。障害者に対して配慮が足りない。介護に関してはヘルパーも利用しているが、不正受給の疑いがあるので問題だと思ふ。警察に聞いたら犯罪被害者等支援ハンドブックを渡され、読んでみた。自分の地域の自治体に相談あったが、これほどに電話したいらよいか。</p>	お住まいの地域の自治体に相談窓口があることを伝えた。

7	県	電話	関係者	行政機関	女性	聴覚障害	<p>令和5年9月13日(水)リハビリテーションセンターにおいて、文化教室に参加した。聴覚障害者対象で募集チラシに「手話通訳あり」と記載されていたが、当日は手話通訳者が手配されていなかった。職員に理由を尋ねると、開催2日前に手話通訳は不要と担当者から断られ、配置しなかったと言われた。</p> <p>「手話通訳あり」とチラシに記載されている点について職員に質問すると、必要なことを申込時に備考欄に記入したか尋ねられた。チラシに「手話通訳あり」と記載されていたので、備考欄に手話のことで記載してなかった。その後、後期開催の募集チラシには必要方を「手話通訳あり」と記載され、文字数が増えていたが、これでは伝わらない。手話が必要な人が申し込み方法は記載されていない。この募集は聴覚障害者対象としており、開催にあたり、手話の合理的配慮の必要性についてどのような理解をされているのか。聴覚障害者にとって視覚情報が最も重要な情報取得手段であることと認識されているのか。申込者に確認もなく手話通訳の配置を取りやめたり、配置しない可能性があるのをご「手話通訳あり」と記載をして聴覚障害者に募集を呼びかけることについて、どのように考えているのか。後期の教室にもぜひ参加したいと考えているため、手話が必要としている人にも、手話の情報提供をして欲しい。県の施設なので県の窓口にご相談した。安心して参加できる環境と合理的配慮の提供をお願いしたい。</p>
8	広島市	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	その他	<p>店に連絡をし、相談者と話し合うべきと伝えたところ、責任者から相談者に連絡があった。店の対応を改めることを約束し、相談者の理解が得られた。</p>
9	広島市	面談	本人	公共施設	男性	肢体不自由	<p>施設に事情を確認すると、「他の障害のある人も利用する場所のため、即答はできなかったが、予約については前向きに検討し、内部調整している」とのことだった。相談者に報告し、理解を得られた。</p>

10	広島市	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	難病	障害の特性上、坂になっていて、駐輪場では駐輪が難しく、店に平らな駐輪スペースを用意してほしいと依頼したが、まだ用意できていないようだ。	店に確認したところ、「平らな駐輪スペースを確保するために敷地の整理を行っている際中である」とのことだった。 相談者に店側の事情を伝えたと、理解を得られた。
11	広島市	面談	関係者	交通機関	不明	肢体不自由	車いす利用者からバスの乗降について介助を求められるが、運転手には高齢者や女性があり、介助できない場合がある。 特に、長距離バスの途中休憩時は、運転手一人しかいないため、介助が難しく、バスの乗降についてどこまで手伝えれば良いか。	対象者に対して事業者側の考えを伝え、その上で建設的対話を行うことが大切であると説明し、相談者の理解を得られた。
12	大竹市	電話	本人	行政機関	女性	視覚障害	店舗でタッチパネル式レジが導入されている。視覚障害者が利用しづらく、お店の人に対応をお願いするが良い返事がもらえない。視覚障害者用のタッチパネルの導入を望む。	障害者差別解消ワーキンググループで協議。視覚障害者について理解することや音声で知らせる方法の検討、「白杖SOSデジタル」指導員についての周知が大切だといふ結論になった。

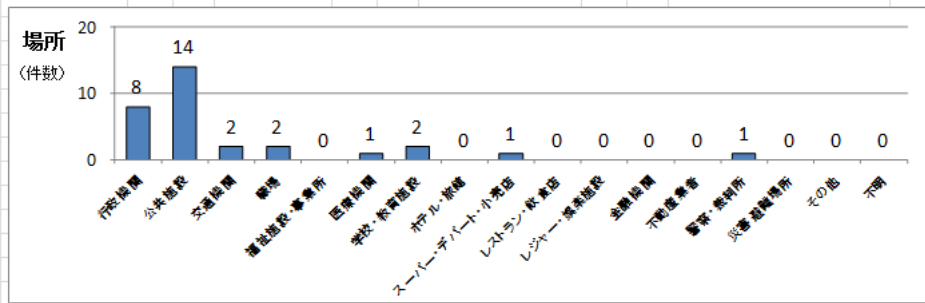
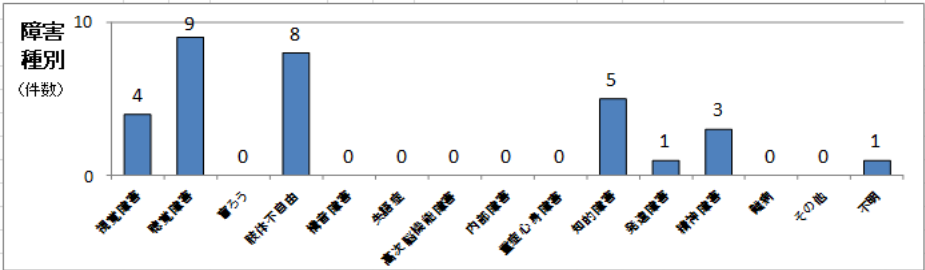
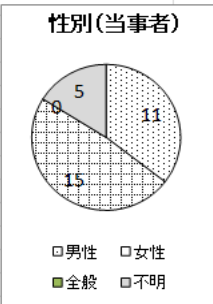
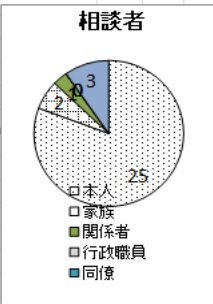
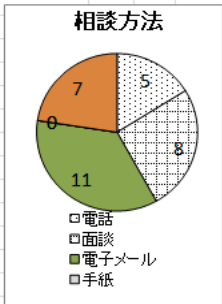
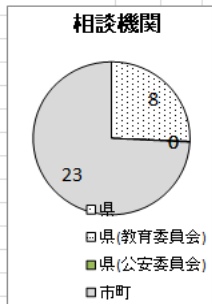
13	県	面談	家族	行政機関	男性	聴覚障害	<p>家族(聴覚障害者)の補聴器が壊れたので、本人が地域の福祉課の窓口で相談でいき、その後、リハビリテーションセンターに行く際に家族として同行した。センターでは、最初の補聴器相談員の説明が大変わかりにくく、小さな声でも耳を話されてまっくらから見えない。私は耳が聞こえるがそれでも聞き取りにくいので、そのことを補聴器相談員に直接伝えたが対応は変わらなかった。家族(聴覚障害者)には手話が必要なので、同席していた手話相談員に、話が伝わっていないと訴えた。すると口頭ではあなただけでなく、他の人も不愉快な思いをしていると言った。結局コミュニケーションがうまくいかないままその日は終わった。補聴器が不具合になると、日常生活や仕事の際に困るため少しでも早く作りたいが、最初に役所でリハビリテーションセンターへ予約日の申込だけをする。この予約は何日も先になる。平日に仕事の休みを2回取って相談に行くこととなる。最初の手続きは福祉課へ行くので合計3回休みを取って手続きをした。補聴器が手元に届くのは申し込んでから数か月かかる。補聴器は体を補うものであることを理解して欲しい。申請から手元に届くまでの流れがもう少しスムーズに効率よくなるものだろうか。補聴器の相談に行くのだから聴覚障害者本人とのコミュニケーションを取ってほしい。このことを県にも知ってもらいたい。市にも伝えてほしい。</p>	<p>リハビリテーションセンターに2回行く理由について、市福祉課に確認すると、回目は判定前相談、2回目はドクターによる検査が行われるため必要とのこと。今回の相談内容は広島市所管課に情報提供し、今後の対応を依頼した。</p>
14	県	電話	本人	学校・教育施設	男性	発達障害	<p>東京の小売店舗で配慮が足りなかったため、店の人に障害者差別解消法のこと伝えたら、そんな法律は知らないとのことだった。知らないのなら勉強してほしいと伝えたら、する気はないと言われた。広島に本社があるのでこのことを伝えてほしい。</p>	<p>本社に対して相談内容を伝え、障害者差別解消法に係る合理的配慮について社内で共有することを依頼した。</p>
15	三原市	電話	本人	福祉施設・事業所	男性	精神障害	<p>利用していた就労継続支援B型を、ルールが守れないことを理由に契約解除されたのは、障害者差別だ。</p>	<p>事業所に聞き取りを行ったところ、事前に市に相談があり、目に余る行為があり、他の利用者にも支障があるため、契約解除しようとして内部で検討している。その際にも、事前に通知し、契約解除をする予定。本人にも、何度とも言ってきたが、全く聞き入れず、行為がエスカレートしてきた。現在、弁護士を立てて対応している。</p>

16	三原市	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	難病	<p>化学物質過敏症のため、車で外出する際に店舗の除草剤散布の日程を教えて貰っていた。しかし、担当者が変わり、事前に教えてくれなくなったのは、合理的配慮を欠いている。除草剤を撒かれるとか月外出できない。日程を教えてくれないと、仕事で付近を通過する際に呼吸困難になる不安で、支障が出る。散布日程は、状況をみながら実施するので、予定を事前に教えられないと言われた。私は、除草剤を撒くなどと言っていない。配慮してくれないのが問題だ。何故、予定を教えられないのか差別解消法のことも知らないのだからと思う。市から店舗に連絡し、差別解消法と合理的配慮のことをきちんと説明してほしい。</p>	<p>店舗に連絡し、差別解消法のこと、合理的配慮について確認したところ理解しているとのこと。除草剤の散布については、市の担当課に相談し、問題ないことを確認している。また、散布場所も道路や店舗入り口付近を避け、興の駐車場に年の数回、状況を見ながら撒いている。問い合わせのことでも知っており、本部でも問い合わせがあった。除草剤の散布は、状況を見ながら、従業員が空いた時に不定期に実施しているため、予定が立てられないため、事前に連絡することが難しい。事前に連絡したとしても1か月以上前の予定でなければならぬのかもしれないから通るかもしれないから散布するとも言われる。電話で問い合わせただけでは、散布した時期と場所を回答することは出来る。差別解消法のことば理解しているつもりであり、除草剤の件も電話で問い合わせがあれば、その都度、可能な範囲で対応することだった。相談者は、連絡すると言っていたが、その後連絡はない。</p>
17	東広島市	面談	本人	警察・裁判所	女性	聴覚障害	<p>交通事故の現場で事情聴取の際、聴覚障害を申告し、手話通訳を希望したが、筆談を余儀なくされた。後日、警察署へ出頭依頼の連絡があった際に、署内の手話通訳を希望したが、筆談で対応するとの回答だった。</p>	<p>合理的配慮を説明した。</p>
18	江田島市	電話	関係者	交通機関	女性	知的障害	<p>バスの降車時にゆっくりしていると、早くするよう強い口調で言われた。障害や高齢などの事由により、乗降がスムーズにできない人もいる。誰にも優しい対応をしてほしい。</p>	<p>バスの運営会社に電話をし、事実確認。回答:バスの車内モニターで確認したが、そのような事実は見られなかった。苦情や相談があった場合は、その都度事実確認し、直さなければならぬ箇所は従業員教育を行います。いただいた回答を相談者に伝えた。</p>

※障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

合理的配慮の提供(情報提供件数) 【令和5年4月～令和6年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	8	本人	25	視覚障害	4	行政機関	8
県(教育委員会)	0	家族	2	聴覚障害	9	公共施設	14
県(公安委員会)	0	関係者	1	盲ろう	0	交通機関	2
市町	23	行政職員	0	肢体不自由	8	職場	2
計	31	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	0
		事業者	0	失語症	0	医療機関	1
		その他	3	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	2
		計	31	内部障害	0	ホテル・旅館	0
				重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	1
相談方法	件数	性別(当事者)	件数	知的障害	5	レストラン・飲食店	0
電話	5	男性	11	発達障害	1	レジャー・娯楽施設	0
面談	8	女性	15	精神障害	3	金融機関	0
電子メール	11	全般	0	難病	0	不動産業者	0
手紙	0	不明	5	その他	0	警察・裁判所	1
FAX	0	計	31	不明	1	災害避難場所	0
その他	7			計	31	その他	0
計	31					不明	0
						計	31



合理的配慮の提供事例

集計期間：令和5年4月～令和6年1月

番号	相談 機関	相談方法	相談相手	場所	障害当事者		内容
					性	障害種	
1	県	面談	関係者	学校・教育施設	不明	視覚障害	外出先で困っているときに、声をかけてもらえて助かった。頭の中で地図を描きながら歩くので、初めての場所の時は、道に迷うこともあるため、声をかけてもらうと嬉しい。
2	県	電話	家族	不動産業者	不明	視覚障害	息子は視覚障害があり自営の仕事をする予定で、不動産の契約を進めている。その際、自筆のサインができないため代筆の方法を認めてもらい、契約を済ませた。今回は良かったが、今後、もし家などを購入するののために、法律の事を教えてほしい。保証協会などに自筆のサインが必要になった場合、障害者の法律で配慮の義務があると聞いたがどうなのか教えてほしい。 ⇒障害者差別解消法は令和6年4月1日から改正内容で施行されることになっており過重な負担にならない範囲で会社やお店などにも合理的配慮の提供が義務になることを伝えた。
3	県	面談	本人	医療機関	男性	聴覚障害	医療機関に健康診断に行った際、コミュニケーションの配慮があった。各検査場所で、タブレットやメモ用紙など筆談の方法も対応者にも差はあったが、こちらにわかるように説明してもらった。全体的に良かったと思う。
4	県	面談	その他	交通機関	男性	不明	8月15日(火)夕方、広電バス6号線の運転手さんが、ヘルプマークを付けている乗客に気づき、座席を譲ってくれよう車内アナウンスと呼びかけた。結果、その人は席に座ることができた。すぐにまた運転手さんから席を譲ってくれた乗客に礼をお礼のアナウンスがあった。配慮のある運転手さんの対応だったので情報提供した。機会があればバス会社に伝えてほしい。 ⇒ その後、広電において、あいサポート運動出前講座有り、運転手の配慮の件を情報提供した。
5	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	男性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(障害者手帳交付者) 郵送貸出(9回・10点貸出)
6	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	女性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(障害者手帳交付者) 郵送貸出(1回・1点貸出)
7	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	男性	精神障害	図書館への来館が難しいが、本を借りたい。(障害者手帳交付者) 郵送貸出(2回・10点貸出)
8	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	女性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(障害者手帳交付者) 郵送貸出(1回・1点貸出)
9	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	女性	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(障害者手帳交付者) 郵送貸出(1回・1点貸出)

10	廿日市市	電子メール	本人	本人	公共施設	女性	精神障害	図書館への来館が困難だが、本を借りたい。(精神障害者手帳交付者) 郵送貸出(6回・7点貸出)
11	廿日市市	面談	本人	本人	公共施設	女性	知的障害	図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しく、ため資料検索機で検索したり、書架で行って自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話やメールで連絡したら選書してもらい借りたり、読書相談にのってもらい、電話等による読書相談受付(15回、ただし1日に何回も電話されたり、来館後も引き続きアラレンスを依頼されるため、1日1回アウトで集計)
12	廿日市市	面談	本人	本人	行政機関	不明	知的障害	手続き支援(同行支援)を行った
13	府中町	電話	関係者	関係者	職場	女性	聴覚障害	職員研修の開催時、障害当事者が受講するにあたり手話通訳者の配置について障害当事者の上司から相談があった。 相談への対応として、手話通訳者の派遣と筆談ボードを手配し、研修を開催した。
14	廿日市市	その他	本人	本人	行政機関	男性	聴覚障害	研修参加に係る要約筆事奉仕者の配備
15	廿日市市	その他	本人	本人	行政機関	女性	聴覚障害	研修参加に係る要約筆事奉仕者の配備
16	廿日市市	その他	本人	本人	行政機関	男性	聴覚障害	コミュニケーション支援及び会話の見える化アプリ(音声の文字起こし)を利用するためのタブレット端末の継続配備
17	廿日市市	その他	本人	本人	行政機関	女性	聴覚障害	コミュニケーション支援及び会話の見える化アプリ(音声の文字起こし)を利用するためのタブレット端末の継続配備
18	県	面談	本人	本人	交通機関	女性	視覚障害	電車で広島駅まで盲導犬を連れて出かけたが、駅に着くと段差があり道も通りにくいで困っていたら、広電の社員の方が声をかけてくれて助かった。その後、無事待ち合わせの人と会い目的地向くことができた。とても嬉しかった。
19	県	電話	その他	その他	スーパー・デパート・小売店	男性	視覚障害	自宅近くのスーパーまでは杖で外出しており、商品を探す際にお店の人が一緒に店内を回ってくれる配慮がある。季節によって商品の位置や場所が変更されるとなかなか商品を見つけないので、大変助かる。
20	県	電話	本人	本人	職場	女性	発達障害	接客サービスの仕事をしているが、半年前に店長を任されたから、体調に異変が起き始めた。物忘れが増え、仕事中、必要なことを記憶することが難しく、状況になり、病院で調べてもらったところ、軽い発達障害の疑いがあるとのことだった。職場で相談し、現在の店長職からスタッフに変更すること、シフトを減らして欲しいことを伝えたとのこと、配慮してもらったことができた。やりがいのある仕事なので続けて行くことができ良かったと思っている。

21	県	電話	家族	学校・教育施設	女性	聴覚障害	<p>小学校2年生の子に聴覚過敏がある。</p> <p>小学校1年の運動会でピストルのスタート等の合図が不快であったと学校に対し訴えた。</p> <p>小学校2年の運動会は、1年の時の記憶もあり、より不快感が強いようであったようだが、本人が訴えてきたのが運動会前日であったため小学校等へ合理的配慮の提供としてピストルの合図を全部やめるようには伝えなかった。その子の回だけは、ホイッスルでスタートの合図としていた。</p> <p>その後、地域のロードレース大会が行われることとなり、子どもは出場したいがピストル音が嫌だと言った。ロードレース大会まで、まだ時間的猶予があったので、A市学校安全協会の先生にも相談し、「合理的配慮の提供としてピストル以外での合図でスタートを申し出てもいいのではなか」との意見ももらった。</p> <p>主催のA市体育協会とB町小学校とも相談したところ、快く小学校1～3年生のスタートは、ホイッスルで合図してもらった。試走もして高学年のピストルの合図が聞こえないことなども確認していただいた。本人も大変満足して走る事ができた。</p>
22	廿日市市	電子メール	公共施設	肢体不自由	男性	肢体不自由	<p>B町小学校では、来年度の運動会については、電子ホイッスルの導入にするなどピストルをやめる方向で前向きに検討して下さっている。(12月6日再度電話があった際補足された。)</p>
23	廿日市市	電子メール	公共施設	肢体不自由	女性	肢体不自由	<p>図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(障害者手帳交付者)</p> <p>郵送貸出(8回・8点貸出)</p>
24	廿日市市	電子メール	公共施設	精神障害	男性	精神障害	<p>図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(障害者手帳交付者)</p> <p>郵送貸出(2回・3点貸出)</p>
25	廿日市市	電子メール	公共施設	肢体不自由	女性	肢体不自由	<p>図書館への来館が難しいが、本を借りたい。(障害者手帳交付者)</p> <p>郵送貸出(4回・7点貸出)</p>
26	廿日市市	電子メール	公共施設	肢体不自由	女性	肢体不自由	<p>図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(障害者手帳交付者)</p> <p>郵送貸出(2回・20点貸出)</p>
27	廿日市市	面談	公共施設	知的障害	女性	知的障害	<p>図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しいため資料検索機で検索したり、書架に行って自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話やメールで連絡したら選書してもらい借りたり、読書相談のってほしい。</p> <p>電話等による読書相談受付(27回、ただし1日に何回も電話されたり、来館後も引き続きフォローアップを依頼されるため、1日1カウントで集計)</p>
28	廿日市市	その他	行政機関	聴覚障害	不明	聴覚障害	<p>施設のマップを認むことが難しいため、どのように回ったら良いかわからない。イベント開催場所やトイレ等の場所を案内してほしい。⇒職員がイベント開催場所やトイレ等の場所を案内した。</p>
29	廿日市市	面談	行政機関	聴覚障害	女性	知的障害	<p>行政関係等の書類作成や手続き方法が分からない、または不安。(対応)手続き支援を行ったり、同行支援を行ったり、説明は紙に書くなどの支援を行った。</p>
30	廿日市市	その他	行政機関	聴覚障害	男性	聴覚障害	<p>研修参加に係る要約筆記奉仕者の配備。</p>
31	廿日市市	その他	行政機関	聴覚障害	男性	聴覚障害	<p>コミュニケーション支援及び会話の見える化アプリ(音声の文字起こし)を利用するためのタブレット端末の継続配備。</p>

4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

	所属	項目	取組内容	別添資料
1	広島県身体障害者団体連合会	公共交通機関・公共建物のバリアフリーの促進	中国運輸局の「移動等円滑化評価会議中国分科会」のメンバーとしてR6年2月5日に「まち歩き点検」。当日は、アストラムラインと紙屋町シャレオについて、当事者目線での問題点を指摘。3月7日にはサッカー スタジアムを実施予定。	○
2	広島県歯科医師会	障害者等に対する組織的な配慮	障害者等に対する歯科健診の実施や施設職員に対する指導及び啓発活動の推進	○
3	広島県手をつなぐ育成会	大竹育成会地域生活部会	リーフレット等差別解消法関連の資料配布	
		"	育成会や市の相談窓口相談できることを周知	
		"	市の相談窓口担当による学習会	
		"	あいサポート事業を利用した弁護士による学習会	
		障害者差別解消のワーキンググループ	2回会議を開催。構成員は、大竹市と民生委員、就労・生活支援事業所、社協、福祉事業所(1)。(相談件数は3件)	
		啓発活動(廿日市市おのおの手をつなぐ育成会)	おのおのふれあいまつり会場にて、啓発チラシ配布(10月15日)	
		(廿日市市手をつなぐ育成会)	あいぶらざまつりにて、知的・発達障害理解啓発講座開催(参加者約200名)とチラシ配布(11月5日)	
		(竹原市)	竹原市役所ロビーで、作品展示とチラシ配布(11月14日～12月7日)	
(広島市)	広島市民対象の家庭教育学級で、人権学習「障害者差別解消法を学ぼう」を開催:講師 広島大学 横森田誠氏			
(広島市)	育成会祭りを小学校の体育館で開催し、地域の皆さんと障害児者がステージや展示発表、バザーを通して触れ合った。(11月11日)			
(ひろしま・あび隆)	あいサポート運動や広島市社協から、福祉(5件)、企業(2件)、学校(13件)、子ども園(1件)、一般市民(8件)に出動して、対象に合わせて差別解消法や合理的配慮を伝えた。			
4	高次脳機能障害サポートネットひろしま	家族相談会(広島・廿日市・東広島・備後)の実施(広島は市と協働事業)	家族に対しては、関わる人々に障害をどのように伝えるか、具体的な方法について助言。家族以外の関係者の参加も歓迎。	
		講演会の実施(共催)	産業医や人事労務担当者等に向けた高次脳機能障害への理解を促す講演会(広島市主催)を共催。	
		研修会の実施(協力)	広島県高次脳機能研究会を協力団体として実施。	
		電話等による相談支援の実施	当事者・家族からの電話やメールでの相談への対応。従来から実施していたが、自動車事故被害者等についてはNASVAの支援を得ての実施を開始。	
5	広島県特別支援学校PTA協議会	合理的配慮の事例共有	第一回の協議会の資料を用いた相談事例の紹介。	
		障害者差別解消法の周知	パンフレットの配布。	
6	社会福祉法人 広島県社会福祉協議会	Webアクセシビリティへの対応の強化	本会ホームページはWebアクセシビリティへ対応しているが、より読みやすいホームページとするため、局内でのルール順守を徹底し、対応を強化している。	
7	広島県民生委員児童委員協議会	研修の実施	民生委員児童委員を対象に、研修会を各市町民生協・単位民生協で実施。	
8	広島県看護協会	中区地域部会会議への出席(地域包括支援センター)	中区障害支援相談機関が主催し、地域包括支援センター等が定期会議に参加して障害者施設側の課題などについて情報共有している。	
9	広島県商工会連合会	HP掲載による周知	関係団体の依頼による障害者雇用等に関する周知や広島障害者職業センターHPのリンク付け	
10	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会	情報提供	当会が参画する「広島県居住支援協議会」「広島市居住支援協議会」が実施するセミナー等の周知	○
			「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」の周知	
11	広島県バス協会	研修の実施(A社)	初任運転者と管理者を中心に、障害者差別解消に関する研修を自社のあいサポート研修修了者が実施。	
		サービス介助士資格取得支援(B社)	バス乗務員を中心に、障がい者、高齢者に対する応対レベル向上のため、資格取得支援を進めている。資格については、(公財)日本ケアフィット共育機構に講師を依頼。約37%取得。現在、新型コロナウイルスの影響により資格取得支援は休止しているが、今後、状況を鑑み再開を予定している。	
		研修の実施(B社)	障がい者、高齢者に対する応対のDVD(自社作成)を作成し、関係留所に展開。留所において、DVDを参考に応対時の注意点などについて研修を実施。但し、乗務員の集合研修は難しいことから、徐々に展開中。	
		リスト付きバス(2両)の活用(B社)	貸切用でリスト付きバスを2両導入しており、支援学校や修学旅行など、車いすのお客様が居られる場合に依頼があり、ご利用いただいている。	
		合理的配慮の実行(C社)	定期的に乗車される知的障害者の方(介護員有)の乗降訓練をサポート	
		合理的配慮の実行(C社)	広島中央特別支援学校 教諭との面談により、サポート等、教壇にたたく機会を得た	
		研修の実施(D社)	乗務員等を対象とし、バス車両の乗降用スロープ板の使用法や車いすスペースへの車いすの固定方法を指導する際に、合わせて障害者差別解消に関する研修を自団体で実施している。	
運送約款の変更(D社)	令和2年1月31日のICカード「PASPY」運用開始に合わせて運送約款を変更し、割引PASPYで利用する障害者等の方が乗車した場合について、手帳の提示を不要とする運用とした。			

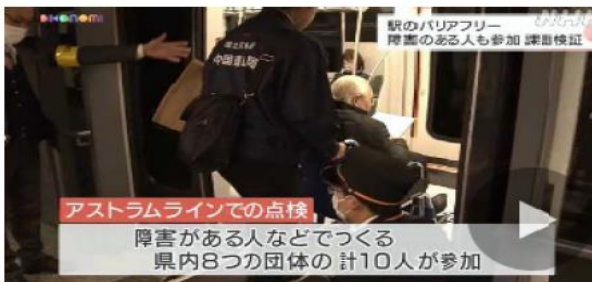
12	広島弁護士会	情報提供	成年後見制度の見直しについて	○
13	広島労働局 職業安定部職業対策課	研修の実施	厚生労働省から提供されているeラーニング教材を使用して、障害者差別解消法の対応要領のポイントについて整理している	
		差別解消の推進に関する対応要領の策定	厚生労働省から示されている、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき対応している	
14	教育委員会 事務局	データの提供	視覚障害のある職員の給与支給明細書の読み上げ用データの提供	
		合理的配慮の事例共有	ホームページに、入学者選抜における特別措置の事例を紹介。	○
		来館者用トイレの改修	来館者用トイレ(3か所)を洋式トイレに改修するとともに、2か所はオストメイト対応とした。	
		研修の実施	図書館員、教員、障害者の家族等を対象に、視覚障害、学習障害、知的障害等への具体的なサポート方法やICTを活用する読書環境づくりを学ぶ機会として実施(主催 伊藤忠記念財団、共催 広島県立図書館)	○
		研修の実施	希望する県内公立図書館等職員を対象に、図書館の障害者サービスについて入門的な内容の研修を実施	○
		手話通訳付きおはなし会の実施	誰でも楽しめる手話通訳付きのおはなし会を実施	○
		講演会の実施	読書ボランティア等を対象とし、支援の必要な子供(病氣・障害・発達障害のある子供)への読書支援活動に係る講演会を実施	○
		障害者サービス体験会の実施	活字での読書や来館での利用が困難な方に行っている広島県立図書館のサービス内容の紹介展示、体験会の実施	○
		通路幅の拡張(ひろしま子どもサイエンスライブラリー開設時)	車いすでも通行可能なよう通路を拡張	
		LLブックコーナー設置	知的障害等がある人にとって読みやすい「LLブック」コーナーを設置	
読書サポートコーナー設置	図書館で行っている障害者サービスや所蔵資料を紹介するコーナーを設置			
15	警察本部 警務部警務課	合理的配慮の周知	「ヘルプマーク」についての教養資料を庁内LANにより周知	
		手話講習の実施	職員に対する手話講習を実施。手話講習修了者の能力維持向上を目的として手話のブラッシュアップ講習も実施	
		窓口対応	聴覚障害者の方の要望等を円滑に把握できるよう「コミュニケーションボード」を作成	
		研修の実施	障害に関する理解と対応について部外講師を招き研修を実施	

- 【当事者目線によるバリアフリー化に関する点検】**
- 開催日 令和6年2月5日(月) 14時～15時10分 (集合は13時50分)
 - 目的 当事者目線に立ったバリアフリー環境整備の課題等に関する中間整理案のための現地点検 (本省から要請があった3項目(※)に加えて、中間的な整理案に係る項目を幅広く点検)
 - 参加予定 当事者団体 (移動等円滑化評価会議中国分科会構成員)
広島高速交通(株)、中国地方整備局、中国運輸局
 - 内容 (1) 障害当事者等による鉄道駅のバリアフリーに関する現地点検(ルートは次ページ参照)
(2) 鉄道駅からゲートパーク広島付近までの移動経路のバリアフリーに関する現地点検
(3) 点検結果を国土交通本省へ報告
(※)一定程度のバリアフリー化が施された鉄道施設に関する①車両内からの駅名表示②乗車位置の識別③経路上の障害物



駅のバリアフリーを点検 広島市のアストラムライン

02月05日 18時30分



広島市のアストラムラインの駅で障害のある人も参加してバリアフリーの課題を洗い出す点検が行われました。

国土交通省は、駅のバリアフリーの基準を定めたガイドラインの改正などに向けて現状の課題を把握しようと、広島市など全国4か所

で点検を行っています。

広島市では5日、アストラムラインで点検が行われ障害がある人などをつくる県内8つの団体のあわせて10人が、実際に車両に乗るなどしてバリアフリーの現状の課題を洗い出しました。

このうち広島市中区の新白島駅では駅の設備などをチェックし、車いすが通れる改札口が1つしかなく混雑時に利用しにくいとか、傾斜のある連絡通路が雨や雪の日にすべりやすいといった課題を指摘していました。

参加した車いすユーザーの男性は「傾斜や階段が多いのが気になりました。障害者や高齢者が歩きやすく、事故につながらないような計画をまとめてほしいと思います」と話していました。

5日出された意見はバリアフリーに関するガイドラインの改正などに役立てられることになっていて、中国運輸局バリアフリー推進課の櫻井克彦課長は「さまざまな障害に対応していくために絶えず当事者の意見を聞いていきたい」と話していました。

【広島県歯科医師会】

令和5年度 広島県口腔保健推進事業
歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 企画書
(障害者等に対する歯科健診の実施や施設職員に対する指導及び啓発)

令和6年2月19日現在

1. 目的

広島県歯科医師会では、平成30年度・令和元年度と広島大学と共同で障害児(者)の定期的な歯科健診・歯科医療を目標に障害者施設の歯科健診および口腔保健指導を行った。令和2年度からはコロナ禍により同歯科健診事業は中断になったが、令和3年度は障害者施設歯科健診に対応できる歯科医師を養成するためのマニュアルを作成した。

また、第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画では「定期的に歯科健診を実施する障害児(者)施設数の増加」の割合が現状値23.8%(H28年度)から、目標値50%以上(令和5年度)であり、今年度はマニュアルを基にした歯科健診事業を行い、歯科健診率の向上と歯科保健医療サービス提供困難者の健康維持増進につなげたいと考える。

2. 実施主体

一般社団法人広島県歯科医師会

3. 概要

障害児(者)施設歯科健診マニュアルを基にした研修会を各郡市地区歯科医師会担当者に対して行い、施設利用者への配慮や対応を学び、健診を担当する歯科医師・歯科衛生士のスキルアップを図る。

その後広島県二次保健医療圏域7か所の障害児(者)施設を選定し、受講者が広島大学と共同で施設歯科健診及び口腔保健指導を行う。施設側には、事前アンケート、事後アンケートを行い、健診や保健指導に関する問題点や課題を抽出し、今後の歯科健診受診率の向上と歯科保健医療サービス提供困難者に有益な歯科治療を提供する機会につなげる。

4. 委員会

(1) 委員名簿

委員長	山中史教	広島県歯科医師会 常務理事
委員	岡田芳幸	広島大学病院 障害者歯科 教授
委員	田村健二	広島県健康福祉局障害者支援課 自立・就労グループ 主査
委員	前田羊一	広島県歯科医師会 介護・福祉医療部 委員長
委員	早乙女裕彦	広島県歯科医師会 介護・福祉医療部 副委員長
委員	和田英志	広島県歯科医師会 介護・福祉医療部 常任委員
委員	大石瑞希	広島口腔保健センター 歯科衛生士
委員	沖野恵梨	広島口腔保健センター 歯科衛生士

(2) 委員会の開催(5回) 未定

第1回準備委員会 令和5年6月1日(木)
 第1回委員会 令和5年7月10日(月)
 第2回委員会 令和5年11月28日(火)
 研修会 令和5年12月14日(木)

5. 施設歯科健診及び口腔保健指導（広島県二次保健医療圏域7か所）

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 障害者支援施設 原(広島西) | 令和6年1月17日(水) |
| (2) 児童発達支援施設 似島学園高等養護部(広島) | 令和6年1月24日(水) |
| (3) 社会福祉法人 尾道さつき会 尾道サンホーム(尾三) | 令和6年2月7日(水) |
| (4) 障害者支援施設 庄原第2もみじ園(備北) | 令和6年2月14日(水) |
| (5) ルネサンスだいわ 社会福祉法人 みどりの町(尾三) | 令和6年2月21日(水) |



(参考) 広島県二次保健医療圏域

【公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会】

大家さん・不動産事業者向け

外国人入居者 受入れセミナー

参加費 **無料**
会場定員 30名様

WEB同時開催

今こそ、ニューマーケット開拓の時！

受入れの成功事例、大家さんへのサポート例など、ヒントになる情報を発信します。

2024年 **1月28日(日)**

14:00~15:30(13:30開場)

イノベーション・ハブ・ひろしまcamps

★ Web同時開催(詳細は裏面参照)

「広島県における 外国人賃貸の今後の展望と 受入れ実例」

講師：上野 典行 氏（プリンシプル住まい総研）

慶應義塾大学法学部政治学科卒業後、株式会社リクルート入社。

求人広告の営業・制作を経験の後、リクルートナビを開発。2002年より、住宅情報タウンズのフリーペーパー化を実現し、編集長に。その後、住宅情報マンションズ初代編集長。現スーモも含めた商品・事業開発責任者に従事。2008年より賃貸営業部長となり2011年12月同社を退職。賃貸業界に精通し、オーナー向けの講演等を数多く行っている。

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会中国ブロック 副ブロック長を務める。



「居住支援に係る県の取組について」

広島県土木建築局 住宅課

「外国人賃貸に関する 大家さんへの支援について」

熱田 健輔 氏（広島県指定 居住支援法人 株式会社 良和ハウス）

主催：広島県居住支援協議会

☎：082-513-4164

お問合せ先：広島県土木建築局住宅課

受付時間：月～金 8:30～17:15

✉：dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

申し込み方法

下記URLまたはQRコードから、専用ページにアクセスしてお申込みください。

★ 申込専用ページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2591>

★検索エンジンより

広島県 外国人入居者 セミナー

で 検索

申込期限
1月24日



会場案内



イノベーション・ハブ・ひろしまcamps

広島市中区紙屋町1-4-3 エフケイビル1F

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください

- **バス**
「紙屋町」下車 徒歩 約1分
「本通り」下車 徒歩 約2分
- **路面電車**
「紙屋町東」、「本通」下車 徒歩約2分
- **アストラムライン**
「本通」駅 下車 徒歩 約4分
「県庁前」駅 下車 徒歩 約5分

Web上での参加について

WEB参加により、ご自宅等のパソコンやスマホからセミナーを受講いただくことが可能です。
お申込みいただいた方に、当日のご案内メールをお送りいたします。

【事前に必要な準備】

WEB上でご参加いただくにはZoomアプリがダウンロードされている必要があります。

【注意事項】

受講いただく際は、通信環境の整った場所でご視聴ください。

本セミナーは録画いたしませんので、セミナーの終了後にご視聴いただくことはできません。

主 催 : 広島県居住支援協議会

☎ : 082-513-4164

お問合せ先 : 広島県土木建築局住宅課

受付時間: 月~金 8:30~17:15

✉ : dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp



参加費
無料

『賃貸住宅の住環境向上セミナー』

～プログラム～

2023年

10/22 (日)

受付 13:00～

賃貸住宅管理に関わる行政動向報告

～信頼できる賃貸住宅管理業者の選び方～

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 本部事務局 次長

飯島 繁樹 氏

13:30開始～17:00終了

会場 広島国際会議場

地下2階 大会議室「ダリア」
広島市中区中島町1番5号
(平和記念公園内)



第1部

「賃貸住宅管理業務等の
適正化に関する法律」
の規定と運用について

国土交通省中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課
特定転貸事業適正化係長

齊藤 慎二 氏

広島県における居住支援
の取組について

広島県土木建築局 住宅課 主査

横川 裕一 氏

協賛企業 P R ～ 途中休憩

第2部

トラブル解決で新たな防犯インフラ確立を目指す

《講師》 株式会社ヴァンガードスミス 代表取締役

田中 慶太 氏

協賛企業 P R ～ 途中休憩

第3部

広島の最新賃貸住宅市場動向と空室対策

《講師》 プリンシプル住まい総研 所長

上野 典行 氏

- 主催：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 中国ブロック 広島県支部
- 共催：広島県居住支援協議会
- 後援：国土交通省/広島県/広島市/廿日市市/呉市/東広島市/中国新聞社
(公社)全日本不動産協会 広島県本部/(公社)広島県宅地建物取引業協会
- 協賛：(株)IRIS / (株)朝日リビング広島支社 / (株)いい生活
上野典行(プリンシプル住まい総研) / NTTビジネスソリューションズ(株)
(株)セイルボード / 全保連(株) / 日本賃貸保証(株) / (株)ビジュアルリサーチ
広島ガス(株) / (株)ファミリーネット・ジャパン / (株)リクルート

令和5年 2月15日

民間賃貸住宅の仲介事業者・管理者の皆様へ

「広島市住まい探しの協力店一覧」への掲載について（依頼）

日頃から、広島市居住支援協議会活動の推進に御協力頂き、ありがとうございます。
 広島市居住支援協議会では、高齢者等の住宅の確保に配慮を必要とする方々（以下「住宅確保必要配慮者」という。）の住まい探しの一助けとなるよう、「広島市住まい探しの協力店一覧」（以下「協力店一覧」という。）を作成し、広島市ホームページへの掲載等により紹介しており、今年度は45の事業者様に御協力頂いております。
 本依頼は、年度末の更新を前に、協力店一覧に継続して掲載すること又は新規に掲載することについて御意向を伺うものです。
 つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、取組の趣旨について御理解頂き、協力店一覧に掲載する御意向（継続・新規）がある場合には、別紙の承諾書へ御記入の上、御提出をお願い致します。

【住まい探しの協力店に期待する役割】

- ① 住宅確保要配慮者の住まい探しの相談への丁寧な対応
- ② 賃貸人への住宅確保要配慮者の入居に対する協力依頼
- ③ 住宅確保要配慮者への生活支援サービスの紹介
- ④ 福祉支援が必要であると考えられる場合の福祉関係窓口の紹介(又は行政へのつなぎ)

※ ③及び④については、『賃貸住宅の際に役立つサポート情報パンフレット』をご活用の上、可能な範囲で対応をお願い致します。

※協力店一覧は、広島市ホームページへの掲載や各相談支援機関の相談窓口への配布等のほか、住宅確保要配慮者から本市へ住まい探しに関する相談があった場合に、住まい探しに協力的な不動産店として紹介させていただいています。これにより、協力店一覧をもとに住宅確保要配慮者から問い合わせが入ることがあります。

《申込対象》 広島市内に民間賃貸住宅の仲介又は管理物件をお持ちの事業者の方

《申込方法》 2枚目の掲載承諾書に御記入の上、メール又はFAXにて御申込みください。

（メール：jutaku@city.hiroshima.lg.jp（広島市住宅政策課）
FAX：082-504-2308（広島市住宅政策課）

《申込期限》 令和5年 3月17日（金）

※既に掲載されている事業者様でも、御回答の無い場合は、掲載を終了させていただきます。

※広島市居住支援協議会とは、不動産関係団体、福祉関係団体、専門家、行政（広島市）等を構成員として、住宅確保要配慮者が、円滑に住まいを探ることができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的に平成30年7月に設立したものです。

《問合せ先》
広島市居住支援協議会事務局
（広島市住宅政策課）
担当：亀島（カミマ）
TEL：082-504-2292
メール：jutaku@city.hiroshima.lg.jp

広島市居住支援協議会 事務局 御中

「広島市住まい探しの協力店一覧」掲載承諾書

下記の店舗について、「広島市住まい探しの協力店一覧（R5. 3更新）」へ掲載することを承諾します。また、住宅確保要配慮者から媒介の依頼を受けた時は、住宅確保要配慮者であることを理由に媒介を拒否することなく、住まい探いを協力的に行うよう努めます。

記

〔掲載を希望する店舗〕

(1)~(6)の情報を協力店一覧に掲載します。（(7)~(9)は掲載しません。）

(1) 所属協会 (該当する番号に○)	1. 公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会 2. 公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部 3. 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会広島県支部 4. 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会広島西支部
(2) 商号又は名称	
(3) 所在地	〒 ー
(4) 電話番号	
(5) FAX番号	
(6) URL (ホームページ)	
(7) 宅地建物取引業免許番号	
(8) 担当者名	
(9) メールアドレス	

【広島弁護士会】

成年後見、柔軟な仕組みに 民法改正、法制審に諮問へ 法相

小泉龍司法相は 13 日の記者会見で、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度の見直しに向けた民法改正を、15 日に開く法制審議会（法相の諮問機関）に諮問すると発表した。

使いやすい制度とするため、後見人を柔軟に交代することや、利用期間を必要性に応じて決めることを可能にする仕組みを検討する。

法相は「高齢化の進展によって成年後見制度に対するニーズの増加や多様化が見込まれる。現行制度はこれに的確に対応できていないのではないか」と述べた。

成年後見は、判断能力が不十分な人に代わり、選任された

弁護士ら後見人が財産管理や契約などを行う制度。一般的に後見開始後は本人が亡くなるまで利用が続き、一度選んだ後見人は原則として解任できない。関係者から「使い勝手が悪い」と指摘されていたことから、政府は2022年3月に決定した成年後見制度利用促進基本計画で、26年度までに見直しを検討する方針を示していた。

法制審では、遺産分割が終わるなど後見の必要性がなくなれば利用を終了させる仕組みなどを話し合う。後見人については、ニーズに応じて社会福祉士などの専門家に交代可能とする案を検討する。

【教育委員会事務局】

読書バリアフリー研究会

広島県公共図書館協会 特別研修

～みんなに読む喜びと楽しさを伝えよう～

2019年に成立した読書バリアフリー法により、国による読書バリアフリー基本計画が策定され、視覚障害者等の読書環境の整備が進んでおります。また、各自治体レベルでも地域の特性を生かした読書バリアフリー計画を制定する動きが始まっています。

伊藤忠記念財団は、2010年より障害のある子どもたちへの読書支援事業を開始し、電子化した児童書を全国の公共図書館や学校などに寄贈するとともに、各地の図書館と「読書バリアフリー研究会」を開催してきました。

今回の「読書バリアフリー研究会」では、視覚障害、学習障害（読み書き障害）、知的障害をはじめさまざまな立場の人たちへの具体的なサポート方法やICTを活用する読書環境づくりを学ぶ機会として実施します。これまで読書をあきらめていた子どもたちに読む楽しさを届けるため、ぜひこの機会をご活用ください。

主催：公益財団法人伊藤忠記念財団 共催：広島県立図書館、広島県公共図書館協会
協力：有限会社読書工房 後援：広島県教育委員会、全国学校図書館協議会

* 日程、会場

2023(令和5)年6月25日(日) 午前10時00分～午後4時00分 (開場:9時30分)
広島県情報プラザ 2階 研修室 1・2 (広島県広島市中区千田町 3-7-47)

* 講座内容



10:00～10:10	主催者あいさつ	
10:10～11:00	I 五感のふしぎを体験するユニバーサル・ライブラリーの可能性	国立民族学博物館 教授 広瀬浩二郎さん
11:10～12:00	II 学校図書館にバリアフリー図書の棚をつくろう	有限会社読書工房代表・専修大学講師 成松一郎さん
12:00～12:10	デジ図書・再生機器について	広島県立視覚障害者情報センター
12:10～13:10	昼食休憩 / バリアフリー図書展示	
13:10～14:00	III 知的障害のある子どもたちへの読書サポート ～本はおもしろい・本は使える～	元 島根県立松江養護学校・出雲養護学校 主任学校司書 漆谷成子さん
14:10～15:00	IV 学校・家庭でタブレット端末を活用する学習サポートの可能性 ～ICTを用いた読み書き障害のサポート～	学びプラネット合同会社 代表 平林ルミさん
15:10～15:40	公共図書館の障害者サービスについて	広島県立図書館・福山市中央図書館
15:40～16:00	伊藤忠記念財団の電子図書普及事業について	公益財団法人伊藤忠記念財団

* 対象： 図書館員（公共図書館、学校図書館）、教員、障害のある子どもをもつご家族、その他、「読書バリアフリー」に興味や関心のある方

* 定員： **70**名（申し込み先着順 締切：6月16日（金）） * 受講料：無 料

* 問合せ&申し込み **（必ず事前にお申し込み下さい）**

公益財団法人伊藤忠記念財団

申込は、Eメール・電話・FAXで受け付けします。

①参加者氏名②電話番号（緊急連絡用）③所属（ある方のみ）

④Eメールアドレスをお知らせ下さい。

受講に当たり、支援の希望がありましたらご相談ください。

Eメール : **bf-book@itc-zaidan.or.jp**

電話 : **03-3497-2652** [電話受付時間：平日]

FAX : **03-3470-3517** [午前 9:00～午後 5:15]

〒107-0061 東京都港区北青山 2-5-1

☆公益財団法人伊藤忠記念財団

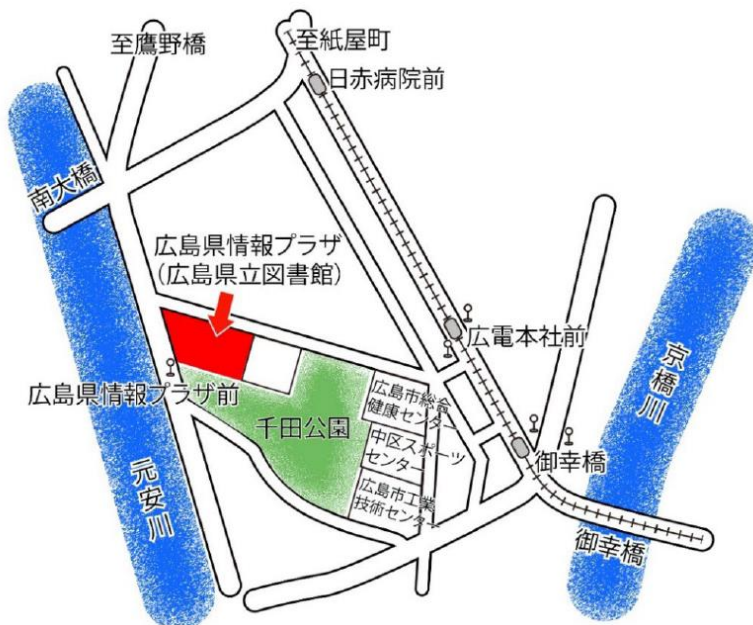
「青少年の健全育成に寄与すること」を目的として、1974年に伊藤忠商事(株)が設立した公益法人です。

- * その他： ◇会場周辺は道路の混雑が予想されます。できるだけ**公共交通機関**をご利用ください。
◇昼食は、研修室内で食べることができます。各自でご用意ください。また、広島県情報プラザ周辺の飲食店もご利用いただけます。

参加者へのお願い

1. 発熱等、体調に不安のある方は、参加を控えていただきますようお願いいたします。
2. 研修会中は部屋の換気を行っていますが、室温の調整が難しい場合もありますので、各自衣服の調整をお願いいたします。
3. こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行をお願いします。
4. お申し込みにあたりお知らせいただきました個人情報、本研究会の運営、および主催者・共催者の事業案内の送付にのみ利用いたします。

会場：広島県情報プラザ



JR広島駅・紙屋町からの交通案内

<路面電車> 広島港行／宇品二丁目行／広電本社前行(紙屋町経由)

「広電本社前」下車 西方面に約 500m。

<バ ス>

・21-2号宇品線…広島港棧橋・グランドプリンスホテル行(ベイシティ経由)

「広島県情報プラザ前」下車

・21-1号宇品線…広島港棧橋・グランドプリンスホテル行(御幸通り経由)

・50号東西線…アルパーク行

「広電本社前」下車 西方面に約 500m

当日の問合せ： 広島県立図書館 (Tel 082-241-4972)

みんな^{たの}で楽しむ^{かい} おはなし会

12月3日から12月9日は障害者週間です。

「みんな^{たの}で楽しむおはなし^{かい}会」は、手話通訳付きで、
短い絵本^{みじか}を読んだり、簡単な手遊び^{かんたん}をしたりします。

どなたでも参加^{さんか}していただけます。

(事前予約^{じぜんよやく}をお願いします。)

日時：令和5年 ^{れいわ ねん} 12 ^{がつ} 月 9 ^か 日 (土)
午後 ^{ごご} 2 ^じ 時 ~ (30分程度) ^{ぶんていど}

しゅわつうやく
手話通訳
つき



ひろしまけんりつとしょかん
場所：広島県立図書館

- ◆ 対象：乳幼児 ~ 一般（どなたでも参加できます。）
- ◆ 定員：30名程度
- ◆ 申込方法（申込先着順。当日空きがある場合は、参加できます。）

12月6日（水）申込締切

参加不可の場合に限り、12月8日（金）までに連絡します。



- ・ 広島県電子申請システム（右側の QR コード又は次の URL にて必要事項を入力してください。）
https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15722
- ・ メール又はファクシミリ（裏面の申込書を記入し、送信してください。）

みんなで絵本や手遊びを
たのしみましょう！



おはなし会終了後、絵本や読み聞かせに関する相談を
することもできます。お気軽にどうぞ！

<問合せ>

広島県立図書館事業課

電話 082-241-4973

ファクシミリ 082-241-9799

電子メール tskjigyou@pref.hiroshima.lg.jp

講演

令和5年度 広島県立図書館おはなし会ボランティア研修

入場無料

読み聞かせで発達支援 ～絵本でひらく心とことば～

◆ 日時：令和6年1月27日（土）

午前9時30分～午前11時40分

◆ 参加方法及び定員

① 会場参加

広島県情報プラザ 2階 第1研修室 60名程度

（広島市中区千田町三丁目7-47）※県立図書館が入っている建物の2階です。



② オンライン参加 Web会議システム Zoom 100名程度

読み聞かせに興味がある方等
どなたでも参加できます！

- ※ どちらも申込み先着順です。
定員に達した場合のみ、御連絡します。
- ※ オンライン参加の方には、1月26日（金）に、Zoomの招待メールをお送りします。



◆ 講師：本と子どもの発達を考える会 事務局長
絵本専門士・JPIC 読書アドバイザー
とよしま
豊嶋 さおり 氏

支援の必要な子供たち（病気・障がい・発達障がいのある子供たち）への絵本の読み聞かせなどによる支援活動の御経験から、おはなし会での選書や読み方の工夫等について、実演を交えながらお話しいたします。

講師紹介

長野県松本市在住。活動暦25年。第15期「JPIC 読書アドバイザー養成講座」を修了。

2014年よりJPIC読み聞かせサポーター講習会講師を務める。また、公共図書館・学校・保育園・こども病院などでの読み聞かせのほか、各種講座や高校・短大の講師など、年間200回をこえる実践活動を展開。

2019年より松本市子ども読書活動推進委員会 委員長。

本と子どもの発達を考える会（長野県松本市）

こども病院や特別支援学校などで、長年、本を届ける活動を続けてきたメンバーで2010年に設立。支援の必要な子供たち（病気・障がい・発達障がいのある子供たち）への絵本の読み聞かせなどによる支援活動、また、「支援の必要な子どもたちのための本展」・「いのちの本展」の貸出展示事業、「いのちの授業（いのちの絵本ブックトーク）」のほか、各地にて講演や講座も多い。

著書に『読み聞かせで発達支援 絵本でひらく心とことば』（かもがわ出版）。

※ 申込み締切り 1月24日（水） 詳細は、裏面を御覧ください。

どなたでもお楽しみいただけます！

県立図書館開館記念イベント

広島県立図書館・広島県立視覚障害者情報センター

第4回 障害者サービス体験会

■ 日時 令和5年11月3日（金・祝） 9:30～16:30

■ 場所 広島県立図書館入口前（広島県情報プラザロビー）

広島県立図書館と広島県立視覚障害者情報センターが、視覚やその他の障害により、活字での読書や来館での御利用が困難な方に向けて実施している「障害者サービス」を紹介いたします。

予約
不要

参加
無料

■ 内容 こんな体験ができます!



点字体験



拡大読書器による図書の閲覧



さまざまな資料の閲覧・貸出



「声の目録」の紹介

ほかにも…

- ・リーディングループ、筆談器等の紹介
- ・シネマデイジーの試聴 など

映画の主音声を、登場人物の動きや場面等の視覚情報を言葉で説明した音声解説とともに録音したもの。映像はついていません。

(昨年は「アナと雪の女王」等を

試聴していただきました!)

- ・視聴覚資料
CD、カセットテープ
DVD、デージー図書等
- ・LLブック
- ・大活字本
- ・布絵本 他

県立図書館が所蔵する視聴覚資料を音声等で紹介しています。

「郵送貸出し」等、障害者サービスに関するお申込みの相談にも応じます。

お気軽にお問合せください。

広島県立図書館 調査情報課 図書利用係

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47 (広島県情報プラザ内)

電話:082-241-4972 ファクシミリ:082-241-9799 電子メール:hplibnet@hplibra.pref.hiroshima.jp



県立図書館 HP

11月3日(金・祝)は障害者サービス体験会

どなたでも参加できます。図書館で体験してみてください!!

広島県公立高等学校入学者選抜における特別措置について

- 疾病又は障害等のため、入学者選抜を受検する際に特別措置を希望する場合は、申請に基づき受検者個々の状況に応じて検討し、特別措置の可否及び実施内容を決めます。

※ 次表は特別措置として検討する内容例の一部を挙げたものです。

特別措置の種別	特別措置の内容例
検査用紙に関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・点字検査用紙の使用・拡大検査用紙の使用・ルビを振り拡大した検査用紙の使用
検査時間に関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・検査時間の延長
検査場や座席に関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・別室での受検・座席位置の変更
持参して使用するものに関する特別措置	<ul style="list-style-type: none">・拡大鏡，補聴器，車椅子等の持参使用
その他の特別措置	<ul style="list-style-type: none">・介助者の配置（移動やトイレの介助等）・代筆による解答・問題文等の読み上げ・ICT等支援機器の使用

- 広島県公立高等学校入学者選抜で特別措置を希望する場合は、受検前に余裕を持って中学校の先生に相談してください。

御不明な点がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

<連絡先>

広島県教育委員会事務局学びの变革推進部高校入学者選抜制度推進課

☎ 082-513-4992

協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について

所属	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
広島県手をつなぐ育成会	面談	家族	行政機関	男性	肢体不自由	「瀬戸内リレーマラソン大竹(12月7日開催)」に、6年生、車椅子(保護者の伴走)でエントリーできなかった。	主催者である大竹市教育委員会と生涯学習課に直談判。差別解消窓口や社協にも相談し、動いていただき、エントリーは結果可能になった。
						「路面に凹凸があり危険」「未就学児と一緒に走ってはどうか」等言われ、交渉は難航する。差別意識というより無意識の差別があった。当事者と一緒に気持ちを丁寧に伝え、合理的配慮とは何か、運営者側に差別的、失礼な考え方があることを理解していただいた。教育委員会他において、インクルージョンの意識形成が重要だと感じた。	
	面談	家族	学校・教育施設	男性	知的障害	小学校の運動会で、ピストルが怖くて走れない。	学校や体協に相談して、小学校のロードレース大会でピストルでなく電子ホイッスルを利用していただく。 お蔭で、今までになく無事完走できた。

										手話や要約筆記の提供をした。
2	社会福祉法人 広島県社会福祉協議会	その他	関係者	公共施設	全般	聴覚障害		研修、大会等での話を聞くことができない。	職場の電話対応が難しい。	本人の負担にならないよう、事務的な連絡以外は周囲の職員が代わりに対応した。
		面談	関係者	金融機関	女性	精神障害		郵便局で通帳を返してもらえない。お金を取られた。	関係機関と情報共有し、対応方法について助言した。	
		面談	家族	福祉施設・事業所	女性	発達障害		相談者が高齢者を介護し、発達障害・引きこもりの息子と同居。	関係機関が集まり、支援方法について協議し、介護者に助言した。	
3	広島県看護協会	電話	本人	福祉施設・事業所	女性	視覚障害		視覚障害(全盲)でも対応可能なサービスを紹介してほしい。	相談者住所近くの社会資源を調べて情報提供した。	
		面談	本人	医療機関	女性	盲ろう		退院後の生活について支援をお願いしたい。	医療機関の退院時カンファレンスに参加し、在宅生活を支援した。	

4	(公社)広島県バス協会	面談	本人	交通機関	男性	肢体不自由	高速バスの乗降など(B社)	車いすのお客様への対応で、乗降時や途中休憩箇所、乗務員があぶって対応しているが、乗務員の体格等により対応が難しい場合もあるため、お客様と直接面談し、事前連絡のお願いと、対応が難しい場合もあること等について相談し、了承をいただいている。 ※基本は事前連絡をいただき、乗務員、また内勤者により対応している。
		電話	本人	交通機関	女性	肢体不自由	高速バスの乗降など(B社)	車いすのお客様への対応で、乗降時、乗務員、内勤者が抱き抱えて対応している。事前予約をお願いし、予約が入った際は、降車場所にあるバス関係者(バスターミナル、共同運行会社等)に降車時のお手伝いを依頼し対応を行っている。
5	広島労働局 職業安定部職業対策課	その他	その他	行政機関		聴覚障害	聴覚障害者に対する配慮について	各ハローワークに手話協力員を配置している。
		その他	その他	行政機関		精神障害	ハローワークにおける窓口相談において、周りの他の相談者が気になる	個室にて個別の相談ができるよう対応している。

	面談	本人	職場	男性	精神障害	体調により周りの様子(音など)に 機敏に反応してしまい、集中がで きない	テレワークによる勤務の実施
	その他	本人	学校・教育 施設	全般	その他	視覚障害のため、文字が見えづら い。 聴覚障害のため、声が聞こえづら い。 注意欠陥多動性障害のため、別 室での受検を希望する。 書字障害のため、検査時間の延 長を希望する。など	拡大検査用紙を使用した。拡大鏡の持込 みを許可した。座席の位置を配慮した。補 聴器の持込みを許可した。別室受検を許可 した。検査時間の延長を許可した。など
	電話	家族	行政機関	女性	肢体不自由	車椅子を利用している。 ※具体的に配慮の希望があった 訳ではありません。	車椅子の方が通れる広い部屋で教育相談を 実施した。
	電話	家族	行政機関	女性	その他	選択性かん黙のため、やり取りに 時間がかかる。 ※具体的に配慮の希望があった 訳ではありません。	教育相談では、回答しやすいよう選択肢を用 意したり、書くものを用意した。
広島県教育委員会 事務局	その他	本人	学校・教育 施設	全般	聴覚障害	・講座受講に際し手話通訳を希 望。	・手話通訳者を教育センターや相談者の所属 校に派遣し対応した。

その他	本人	学校・教育施設	男性	視覚障害	・全盲のため、資料の読み上げ機能を使用した講座の受講を希望。 講座受講に際し資料(デジタル版)を事前送付を希望。	・講座資料(デジタル版)を事前に提供した。 ・教育センター職員が相談者の所属校へ訪問し、資料の読み上げやデジタル機器の操作等を支援した。
その他	本人	学校・教育施設	全般	視覚障害	・弱視のため、講座受講に際し、テキスト拡大やデジタル機器の操作補助を希望。	・教育センターにて教育センター職員が、資料の読み上げやデジタル機器の操作等を補助した。
面談	本人	公共施設	男性	視覚障害	対面朗読を利用したいが、最寄りの電停から一人で図書館に行くのが難しい。	図書館への誘導のため、最寄りの電停まで送迎している。
面談	本人	公共施設	男性	視覚障害	複写サービスを利用したいが、弱視のため、申込書が書けない。またコピー機を操作できない。	複写申込書の代筆・複写業務を代行している。

令和5年度広島県あいサポート運動企業・団体表彰について

1 要旨・目的

平成23年10月から取り組んでいる「あいサポート運動」が、各地域において実践され、全県に広がるよう、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行っている「あいサポート運動企業・団体」を表彰する。

2 現状・背景

障害の有無に関係なく、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、企業・団体に対し障害への理解や合理的配慮の提供を呼びかけ、社会参加の障壁を取り除いていく必要がある。

3 概要

実施主体

広島県



(2) 実施時期

○ 表彰式の日程等

あいサポートアート展の入賞作品表彰式に併せて、知事表彰状を授与

- ・ 日時：令和5年10月31日（火） 13時～
- ・ 場所：広島県立美術館 地下1階講堂

(3) 実施内容

先導的な取組を行っている「あいサポート運動企業・団体」に対する表彰

4 表彰企業・団体

企業・団体名	業務の概要	取組開始	取組内容
ひろぎんホールディングス株式会社 (広島市中区紙屋町一丁目3番8号)	銀行業	令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○単なる社会参加の場ではなく、「人生の充実感・働きがいを感じてもらえる職場づくり」を基本理念として障がい者雇用に取り組む ○ひろぎんビジネスサービスが特例子会社の認定を取得(雇用の確保の取組) ○広島銀行では、障がい者をマネジメントする職員に知識を深めてもらうための動画を作成し、全従業員に公開 ○スペシャルオリンピックスにボランティアとして参加
社会福祉法人ひろしま四季の会 (広島市安佐北区安佐町鈴張2688)	介護福祉業	平成31年	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポートアート展広告掲載 ○定期的にあいサポート運動に係る研修を受講 ○入職時に、障害についての説明、あいサポートバッジの配付 ○精神障害のある方の入所受け入れ ○施設イベント時に手話サークルコンサート開催

公益財団法人広島市文化財団 (広島市加古町4番17号)	文化団体	平成18年	○公民館だよりを音訳し、ホームページに公開及び録音したCDの貸出(青崎公民館) ○点字体験と視覚障害者への理解を深める展示の事業開催(真亀公民館) ○補聴器、拡大読書器、リーディングトラック、コミュニケーションボードを設置(全図書館) ○職員を対象とした障害者への理解を深める研修の実施
--------------------------------	------	-------	--

5 「あいサポート企業・団体」認定数

829 企業・団体 (令和5年9月末現在)

参考資料2

令和5年度あいサポートアート展の開催について

1 要旨・目的

障害のある方が芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。

また、応募があった作品の中から特に優秀な作品を県知事賞等として表彰する。

2 現状・背景

障害のある方の中には、日頃から文化芸術活動に取り組んでいる方も多く、優れた感性や能力を持っていながら、その活動が広く県民に知られていない状況にある。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を通じて、誰もが等しく芸術文化を享受し、創造できる環境づくりを、より一層推進する必要がある。

3 概要

(1) 実施主体

主催：広島県 ※福山会場での開催は福山市と共催

(2) 開催期間及び場所

ア 広島会場 【入場無料】

○ 期間：令和5年10月31日(火)～11月5日(日) 9:00～17:00
 (ただし、11月3日(金)は19:00まで)

○ 場所：広島県立美術館 地下1階 県民ギャラリー

※オープニングセレモニー及び表彰式：10月31日(火)13:00から講堂で実施

イ 福山会場 【入場無料】

○ 期間：令和5年11月28日(火)～12月3日(日) 9:30～17:00

(ただし、11月28日(火)は11:00から、12月3日(日)は16:00まで)

○ 場所：ふくやま美術館 1階 ギャラリー・ホール

※オープニングセレモニー：11月28日(火)11:00からギャラリー・ホール前で実施

(3) 実施内容

障害のある方で、広島県内に在住、通勤、通学、通所されている方(グループを含む。)の作品を募集し、美術館で展示するとともに、特に優秀な作品について表彰する。

○ 展示作品

399点(絵画238点、版画4点、立体造形67点、陶芸12点、書道58点、工芸20点)

○ 入賞作品

区分	氏名	作品名	ジャンル	写真番号
----	----	-----	------	------

広島県知事賞	波田 英子	欠け満ちる輪廻	絵 画	①
金 賞	池田 克彦	フェリーの楽しい旅行	絵 画	②
	中曾 雄斗	大好きな数字シリーズ	立体造形	③
銀 賞	鬼頭 純平	彼方への思い	絵 画	④
	金海 多希士	四角	書 道	⑤
	澁谷 健介	ボクシング	絵 画	⑥
銅 賞	岡崎 勇樹	空色のドラゴンのティータイム	陶 芸	⑦
	廣中 賢吾	森の光り	絵 画	⑧
	佐々木 和徳	チューリップ	工 芸	⑨
	王 健 人	走れ！SL	版 画	⑩
審査員特別賞	森 田 慧	たぐれのヨーロッパの街	絵 画	⑪

※上記の入賞以外の佳作作品:30点

4 関係行事(市町巡回展示)

より多くの県民が、障害のある方が創作された芸術作品を鑑賞できるよう、入賞作品等 10 点を県内 6 市町において巡回展示する。

5 その他(関連情報)

○ 県ホームページ(令和5年度開催案内)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/aiart/exhibition.html>

参考資料 3 あいサポート企業・団体通信について



～あいサポート企業・団体の優良事例の共有や情報交換を目的に発行しています～

あいサポート企業・団体通信

季刊発行
NO.13

あいサポーター数:246,280 / あいサポート企業団体数:824 (令和5年5月末) 令和5年度春・夏合併号
広島県障害者支援課

研修

※会場や講師、その他の都合で内容を変更する場合があります。

研修内容	広島会場開催	福山会場開催
あいサポート研修	6月14日(水) <small>終了しました</small>	6月27日(火) <small>終了しました</small>
あいサポートメッセージ研修	7月25日(火)	8月 3日(木)
就労支援メッセージ研修	9月14日(木)	10月3日(火)
メッセージステップアップ研修	11月7日(火)	12月7日(木)

研修会場の道案内

- 広島会場
 - 広島県庁本館
 - グリーンアリーナ
- 福山会場
 - まなびの輪ローズコム

↓ 申込はこちら ↓



日のお問い合わせは
02-513-3157

事業者の皆様にお知らせ
令和3年に法改正された、改正障害者差別解消法の施行期日が決定しました。
令和6年4月1日から施行
合理的配慮の提供は必要
改正後の法律のポイントなど知りたい方は、ぜひあいサポート研修や出前講座をご利用ください。
お問合せ:障害者支援課
電話082-513-3157

無料出前講座について
ご希望の内容に合わせて講師を派遣します。ぜひCSRや社内研修等にもご利用ください。

あいサポート運動 出前講座!

R5.7.7(金) **広島警視株式会社様**
本物の白杖を持ち、目隠しを付けて、ガイドさんと歩いたり、サポートの方法等を体験受講!



あいサポート企業へ訪問しました!

R5.5.24(水) **マツダ株式会社様**
普及啓発及び提示写真の御協力をいただきありがとうございます。



「あいサポートアート展」広告募集のお知らせ

詳細は別紙をご覧ください。 7/31(月)まで

広島県では、障害のある方が、芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成24年度から「あいサポートアート展」を開催しており、昨年度の応募作品数は600点で、2,300人余りの方に御来場いただきました。
今年度の「あいサポートアート展」について、別紙「令和5年度あいサポートアート展広告募集要項」とおり広告を募集しています。
ついでに、広告を掲載していただき、「あいサポートアート展」を支援くださるようお願いいたします。



広島県内で稼働しています。盲導犬18頭、介助犬1頭、聴導犬0頭(令和5年4月現在)

盲導犬:見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。
介助犬:手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。
聴導犬:聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます

ヘルプマーク:手足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など外見からは分からなくても障害などにより援助や配慮が必要の方が身に付けるマークです。

あいサポート企業

ダブルスペース株式会社

「車椅子利用者用駐車スペース」の画面上に設置された「ダブルスペース」が公表されました。ダブルスペース方式とし利用対象者を明確に分けました。

車椅子利用者:3.5m幅
※広い幅を必要とする車椅子利用者対象
総重量超過:2.5m幅
※移動に配慮が必要の人

国土交通省 詳細は国土交通省ホームページをご覧ください



あいサポート企業・団体通信

季刊発行
NO.14

あいサポーター数:247,812 / あいサポート企業団体数:829 (令和5年9月末)

令和5年度 広島県障害者支援課

出前講座中：082-513-3157

研修 ※会場や講師、その他の都合で内容を変更する場合があります。

研修内容	広島会場開催	福山会場開催
① あいサポート研修	6月14日(水) 【終了済み】	6月27日(火) 【終了済み】
② あいサポートメッセージ研修	7月25日(火) 【終了済み】	8月 3日(木) 【終了済み】
③ 就労支援メッセージ研修	9月14日(木) 【終了済み】	10月3日(火) 【終了済み】
④ メッセージーステップアップ研修	11月7日(火)	12月7日(木)

「終了証」発行の御案内
研修②③④の新定時間受講者さまには発行します。

※受講者さまの個人情報は厳重に管理いたします。

「ほっとひろしま」つながるキャンペーン
 ◎県内市町村各等完成
 12月1日(金)～16日(土)
 ◎オンライン実施
 1月17日(水)～2月12日(月)
 ※詳細は随時、特設 HP にて掲載予定
<https://hosp.jp/2023>

おめでとうございまほ

令和5年度 あいサポート企業団体表彰
★令和5年10月31日発表★

(株)ひろしま
ホールディングス様

【公財】広島市
文化財団様

【社福】ひろしま
四季の会様

出前講座 (企業社員研修) 令和5年8月25日(金)

広島盲ろう者友の会 講師:大杉さん

広島県手をつなぐ育成会 講師:あび隆の智さん

白い杖 SOS シグナルをひろめる会 講師:森林さん

事業者の皆様にお知らせ
本誌誌面に今年度も掲載予定
企業役員交流会

広島会場
令和6年1月25日(木)

福山会場
令和6年2月7日(木)

お問合せ:障害者支援課
電話082-513-3157

ヒューマンフェスタ
2023 ひろしま

令和5年12月9日(土)

会場 広島市総合福祉センター6階
内容 盲導犬貸与式等

あいサポート企業・団体
令和5年度・新規登録紹介

(敬称略・令和5年10月現在)

- 社会福祉法人交響
- いけだサポート
- 発達ぼこぼこ親子の会
- 日本年金機構福山年金事務所
- 公益財団法人広島市文化財団
- 全日本不動産協会広島県本部
- 独立行政法人酒類総合研究所
- 株式会社エイチクリエーション
コベルプラス古江教室
- 広島ハーネスの会

無料出前講座について
内容に合わせて講師を派遣します。CSRや新入社員研修、社内学習等に多くご利用があります。

広島県内では、盲導犬18頭、介助犬1頭、聴導犬0頭、稼働中 (令和5年4月現在)

盲導犬:見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。
 介助犬:手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。
 聴導犬:聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。

ヘルプマーク:手足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など外見からは分からなくても障害などにより援助や配慮が必要な方が身に付けるマークです。

各都道府県・指定都市 障害者施策主管課 御中

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（障害者施策担当）付

内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び
内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応指針の公表について

平素より障害者施策の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和3年6月4日府政政調第287号）により御連絡したとおり、令和6年4月1日より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が施行されます。これを受け、内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改定を別添のとおり行い、内閣府ウェブサイトへ公表しましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して御周知をお願いいたします。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条により地方公共団体等職員対応要領の策定は努力義務となっているところです。つきましては、引き続き貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して必要な情報提供を行っていただくなど、対応要領が未策定である市町村における同要領の策定についてもご協力いただきますようお願いいたします。

【掲載 URL】

内閣府ウェブサイト

- ・ 関係府省庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>
- ・ 関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

(担当)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（障害者施策担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-6257-1458（直通）

FAX：03-3581-0902

その他の参考資料及び情報提供事項一覧

- ・ 各市町地域協議会委員名簿
- ・ 障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査結果（令和5年3月 内閣府）
- ・ 内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- ・ 内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

令和5年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿

No	所 属	氏 名
1	広島大学名誉教授	横藤田 誠
2	広島県身体障害者団体連合会 副会長	川中 克幸
3	広島県手をつなぐ育成会 会長	金子 麻由美
4	広島県精神保健福祉家族会連合会	岡本 英登
5	広島県視覚障害者団体連合会 会長	橋高 則行
6	広島難病団体連絡協議会 副会長	河中 郁典
7	広島自閉症協会 副理事長	増谷 聡子
8	社会福祉法人萌生会高次脳機能障害サポートネットひろしま 副理事長	本多 留美
9	広島聴覚障害者協会 代表理事	蔵本 則彦
10	広島県特別支援学校長会 会長	三浦 直宏
11	広島県特別支援学校PTA協議会 会長	宮原 美香
12	広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	小池 英樹
13	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	古江 由紀枝
14	広島県身体障害者施設協議会 副会長	小谷 貴弘
15	広島県知的障害者福祉協会 副会長	井上 一成
16	広島障害者職業センター 所長	吉岡 治
17	広島県医師会 常任理事	橋本 成史
18	広島県歯科医師会 理事	川本 博也
19	広島県看護協会 副会長	松田 尚美
20	広島県精神科病院協会 議長	長尾 正嗣
21	広島県商工会議所連合会 事務局長兼総務企画部長	西本 尚士
22	広島県商工会連合会 専務理事	長谷川 信男
23	広島県経営者協会 専務理事	中野 博之
24	広島県生活衛生営業指導センター 専務理事	菊池 和子
25	広島県宅地建物取引業協会 専務理事	谷峰 隆宏
26	全日本不動産協会広島県本部 本部長	伊折 一夫
27	広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀
28	広島弁護士会 弁護士	菊永 将浩
29	広島司法書士会 会員	石樵 美子
30	広島法務局 人権擁護部 第二課長	吉良 浩明
31	広島労働局 職業安定部 職業対策課長	吉川 達也
32	中国運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長	櫻井 克彦
33	広島県 環境県民局 消費生活課長	岡田 和美
34	広島県 健康福祉局 疾病対策課長	勝田 徹
35	広島県 健康福祉局 障害者支援課 自立支援担当監	寺本 亮史
36	広島県 商工労働局 雇用労働政策課長	長谷川 達也
37	広島県 教育委員会管理部 総務課長	杉本 真一
38	広島県 教育委員会学びの変革推進部 特別支援教育課長	津村 真一郎
39	広島県 警察本部警務部 警務課長	後田 良和